

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和7年10月14日 (第1回)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	香美市 (392120)
地域名 (地域内農業集落名)	物部地域 (庄谷相・坂・中谷川・頓定・浦山・中津尾・大新・山崎・熊野・日ノ地・影仙頭・小川・野谷・小浜・榎木屋・岡ノ内・別役・市平・別所・穂佐古・神池・川ノ内・平井・柳瀬・安丸・高代・うす牛・笹下・笹上・大西・中上・高井・堂ノ岡・安野尾・沼井・中内・和久保・影・南池・五王堂・立花)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	293 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	293 ha
② 田の面積	86 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	207 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.5 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

農業者のみならず町全体で高齢化が進み、山林に近い所から順に遊休農地が広がってきている。中山間集落協定のある地区は実践活動により農地や水路等農業施設の保全維持はできているが、組織の高齢化や後継者不足により活動の継続が困難になってきており、農地も自己保全地が増えてきている。

地域の担い手の大半はユズ農家であるため樹齢の違いなどから集約、規模拡大は容易ではないので将来に亘って担い手を確保していくのが課題である。

上葦生地区においては、水路の破損、老朽化による通水障害や後継者不足により稲作農家が減少したため遊休農地が増えてきているので水田の有効利用が課題である。ユズについては、日当たり等園地の条件は良いが、通作のための道が狭く、園地は傾斜地に位置しているため農作業の負担が大きいので、耕作条件の改善が課題である。

影仙頭地区においては、地区のほぼ全域がユズ園地で、農業者の高齢化が進んでいるが若手の後継者が居ないため園地の継承が課題である。また、道路と園地間に高低差があり、園地への農道も狭く、農業機械の搬入が困難な農地も多い。

頓定地区においては、地区の大半はユズ園地で、後継者の居ない園地の継承が課題である。また、山間地であるため農業用水源の確保も課題である。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

農業者や土地所有者の意向を把握しながら、水路、農道等の農業用施設の長寿命化に向けて基盤整備の実施を地域内で調整していく。

中山間活動組織により地域資源の保全管理に努めながら組織の世代交代を図り、事業を継続していく。

五王堂地区においては、農業者や土地所有者の意向を把握しながら、水田の圃場整備の実施を地区内で調整し、水田利用の意向がない農地はユズへの転換を図っていく。また、後継者の居ない園地と農業施設、機械を一括で次の担い手に継承する体制を関係機関と構築していく。

安丸地区においては、地区の営農者や就農希望者の意向を踏まえながらユズの新植、改植により園地の増反を推進していく。

神池、楮佐古地区においては、将来に向けて水田を維持できるよう農業法人を設立して稲作用機械の共同利用に取り組んでいく。

影仙頭地区においては、農地への進入路の改良等の事業実施を地区内で調整し、耕作条件の改善を図っていくと共に地元と関係機関で新規就農者を受け入れる体制を整備していく。

頓定地区では、ユズを主品目としながらブルーベリー等他品目も栽培し、周年で収益が上げられる農業を研究して経営の安定を図り、新たな担い手の確保を目指していく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地バンクへの貸付けを進めつつ、担い手への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	3	%	将来の目標とする集積率 3 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
担い手が利用する農地面積の団地数及び面積は、75箇所、平均15a(令和6年度時点) 団地数の半減及び団地面積の拡大を進める。(令和16年度)			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組
農地中間管理機構を活用して、人・農地プラン中心経営体など担い手の団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方法
農地の貸付希望者に対し、機構への貸付けを促進し、担い手の意向を踏まえながら集約化を図っていく。
(3) 基盤整備事業への取組
農業者や土地所有者の意向を把握しながら、水路、農道等の長寿命化のための基盤整備事業の活用を進めていく。
農業用機械の搬入や高低差の解消等、作業の効率化が図れる基盤整備事業の活用を検討していく。
五王堂地区においては、農業者や土地所有者の意向を把握しながら、水田の圃場整備の実施を地区内で調整していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組
中山間直接支払制度に取組む地区においては、活動組織と連携しながら地域資源の保全管理に努めていく。
「物部ゆず」産地のPR強化を物部柚子生産部会、関係機関で図り、県外までを視野に入れた新規就農者の確保を推進していく。並行して、就農希望者が安心して営農できるよう住まい、圃場、設備の受け入れ態勢の充実を関係機関と整備していく。また、収穫等繁忙期の人手不足を解消するため、広く求人情報を発信する体制を整備する。
神池、楮佐古地区においては、既存の集落営農組織や設立を目指す農業法人で農業用機械を導入し、地域や関係機関と連携しながら組織を育成していく。
五王堂地区においては、ユズ園地、農業用施設、機械と住まいをセットで継承する体制を整え、ユズ栽培の魅力を外部に発信して新たな担い手の確保を目指していく。
影仙頭地区においては、ユズ園地の出し手の意向を地元と関係機関で共有、情報発信する体制を整え、地区外から新たな担い手を確保していく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
中山間活動組織等、農作業が受託できる組織を地域で育成し、遊休農地の発生防止を図る。
神池、楮佐古地区においては、農業用機械の拡充等により集落営農組織の強化を図り、作業受託の推進、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考
	別紙のとおり		ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	16経営体		10.7 ha	0 ha		11.2 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する
集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は
「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積
を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、
経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努め
てください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

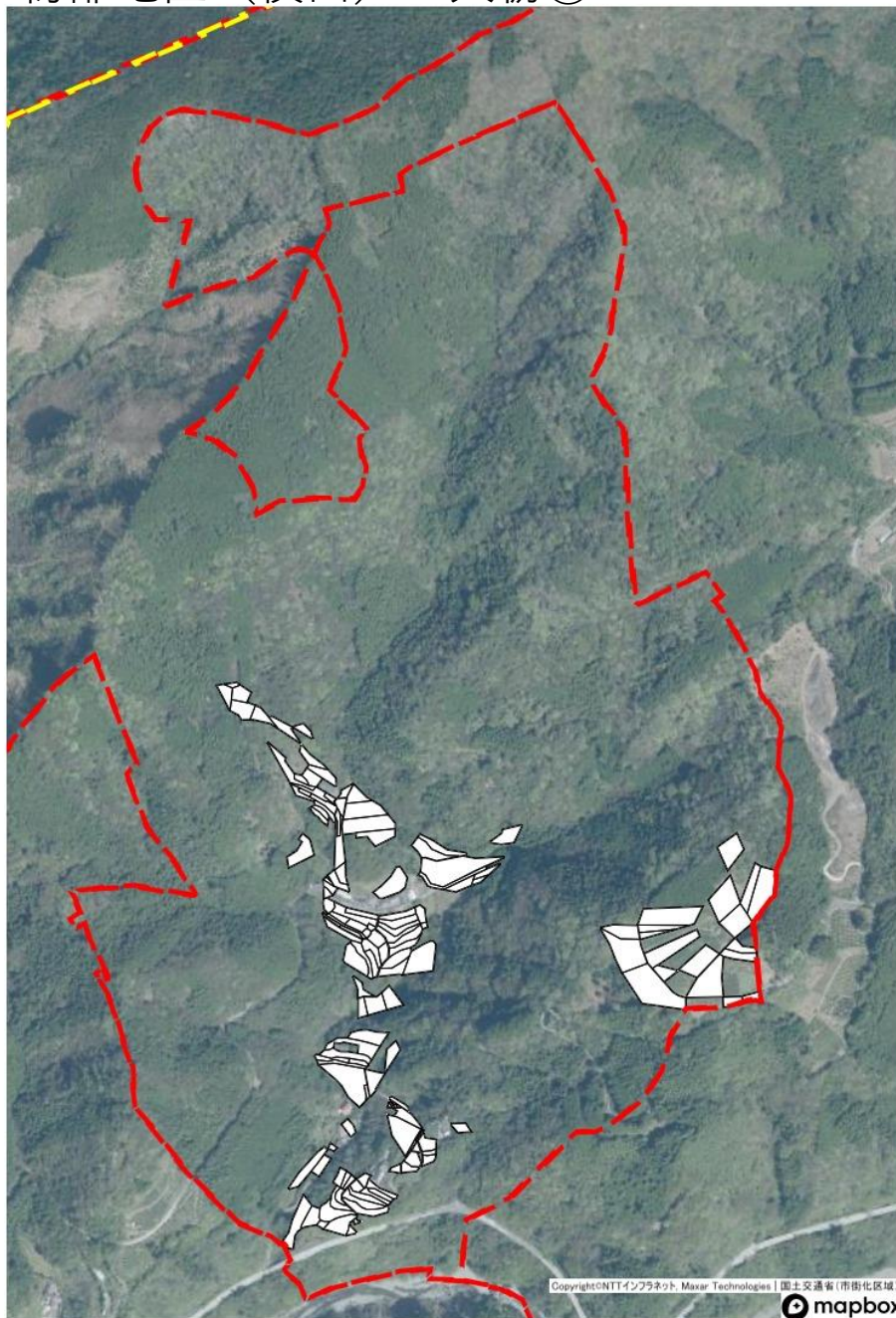
また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

	属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
			経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図上 の表示	備考
1	認農		ユズ	1.2 ha	ha	ユズ	1.2 ha	ha	17	
2	認農		ユズ	0.4 ha	ha	ユズ	0.4 ha	ha	56	
3	認農		ユズ	0.6 ha	ha	ユズ	0.9 ha	ha	65	
4	認農		ユズ・シシトウ	0.9 ha	ha	ユズ・シシトウ	0.9 ha	ha	74	
5	認農		ユズ	0.3 ha	ha	ユズ	0.3 ha	ha	76	
6	認農		ユズ	0.1 ha	ha	ユズ	0.1 ha	ha	77	
7	認農		ユズ	0.7 ha	ha	ユズ	0.7 ha	ha	79	
8	認農		ユズ	0.7 ha	ha	ユズ	0.8 ha	ha	80	
9	認農		ユズ	0.7 ha	ha	ユズ	1.0 ha	ha	81	
10	認農		ユズ	0.1 ha	ha	ユズ	0.1 ha	ha	82	
11	認農		ユズ・ブッシュカン・ギンナン・アジサイ	0.5 ha	ha	ユズ・ブッシュカン・ギンナン・アジサイ	0.3 ha	ha	113	
12	認農		ユズ・水稻	1.1 ha	ha	ユズ・水稻	1.0 ha	ha	122	
13	認農		ユズ・水稻	1.1 ha	ha	ユズ・水稻	1.2 ha	ha	123	
14	認農		ユズ	1.9 ha	ha	ユズ	2.0 ha	ha	124	共同申請者:1名
15	認農		ユズ	0.1 ha	ha	ユズ	0.1 ha	ha	143	共同申請者:2名
16	認農		ユズ	0.3 ha	ha	ユズ	0.2 ha	ha	157	
17				ha	ha		ha	ha		
18				ha	ha		ha	ha		
19				ha	ha		ha	ha		
20				ha	ha		ha	ha		
21				ha	ha		ha	ha		
22				ha	ha		ha	ha		
23				ha	ha		ha	ha		
24				ha	ha		ha	ha		
25				ha	ha		ha	ha		
26				ha	ha		ha	ha		
27				ha	ha		ha	ha		
28				ha	ha		ha	ha		
29				ha	ha		ha	ha		
30				ha	ha		ha	ha		
31				ha	ha		ha	ha		
32				ha	ha		ha	ha		
33				ha	ha		ha	ha		
34				ha	ha		ha	ha		
35				ha	ha		ha	ha		
36				ha	ha		ha	ha		
37				ha	ha		ha	ha		
38				ha	ha		ha	ha		
39				ha	ha		ha	ha		
40				ha	ha		ha	ha		
41				ha	ha		ha	ha		
42				ha	ha		ha	ha		
43				ha	ha		ha	ha		
44				ha	ha		ha	ha		
45				ha	ha		ha	ha		
46				ha	ha		ha	ha		
47				ha	ha		ha	ha		
48				ha	ha		ha	ha		
49				ha	ha		ha	ha		
50				ha	ha		ha	ha		
51				ha	ha		ha	ha		
52				ha	ha		ha	ha		
53				ha	ha		ha	ha		
54				ha	ha		ha	ha		
55				ha	ha		ha	ha		
56				ha	ha		ha	ha		
57				ha	ha		ha	ha		
58				ha	ha		ha	ha		
59				ha	ha		ha	ha		
60				ha	ha		ha	ha		
61				ha	ha		ha	ha		
62				ha	ha		ha	ha		
63				ha	ha		ha	ha		

物部地区（槇山）：大柝①



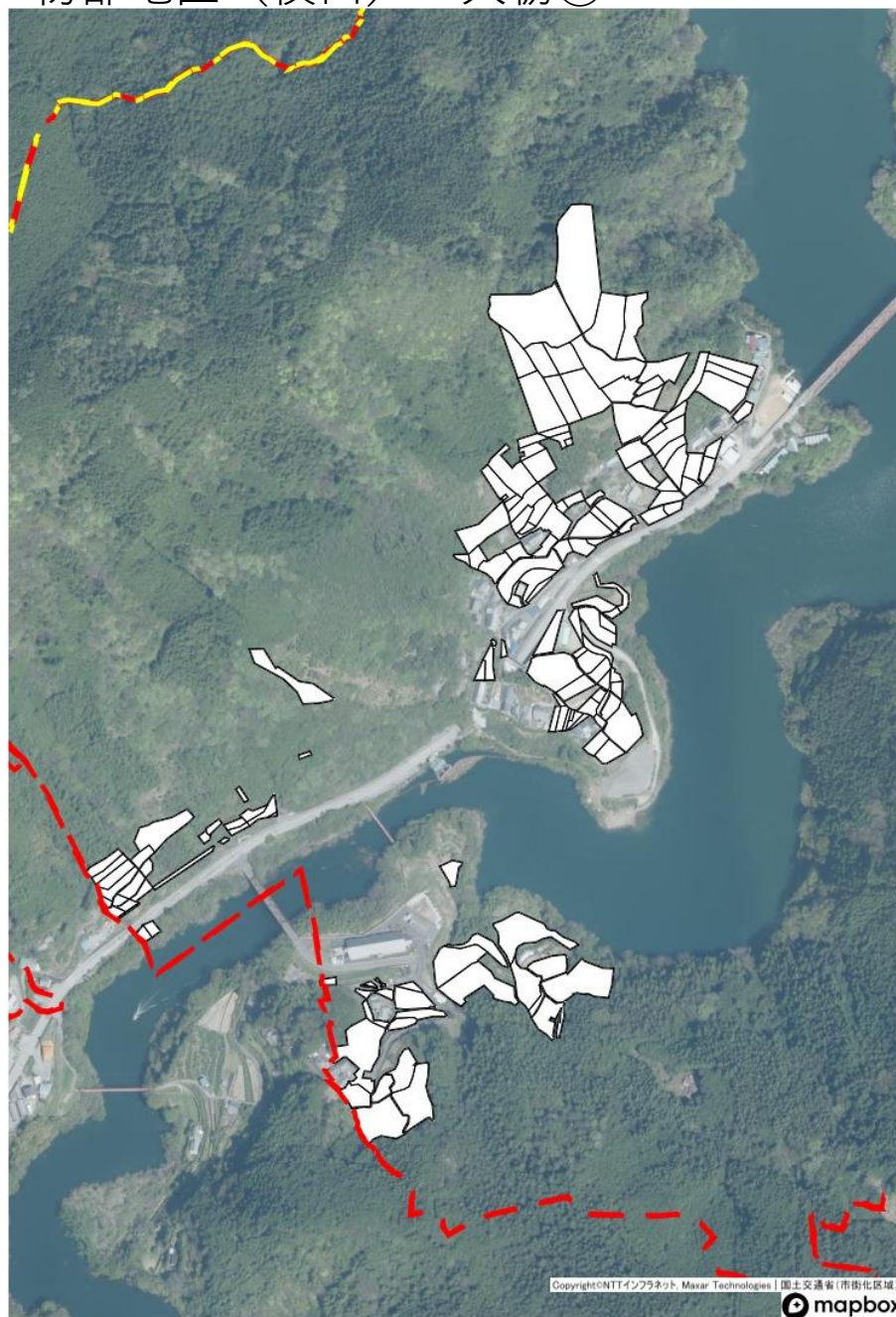
今後検討

物部地区（槇山）：大柝②



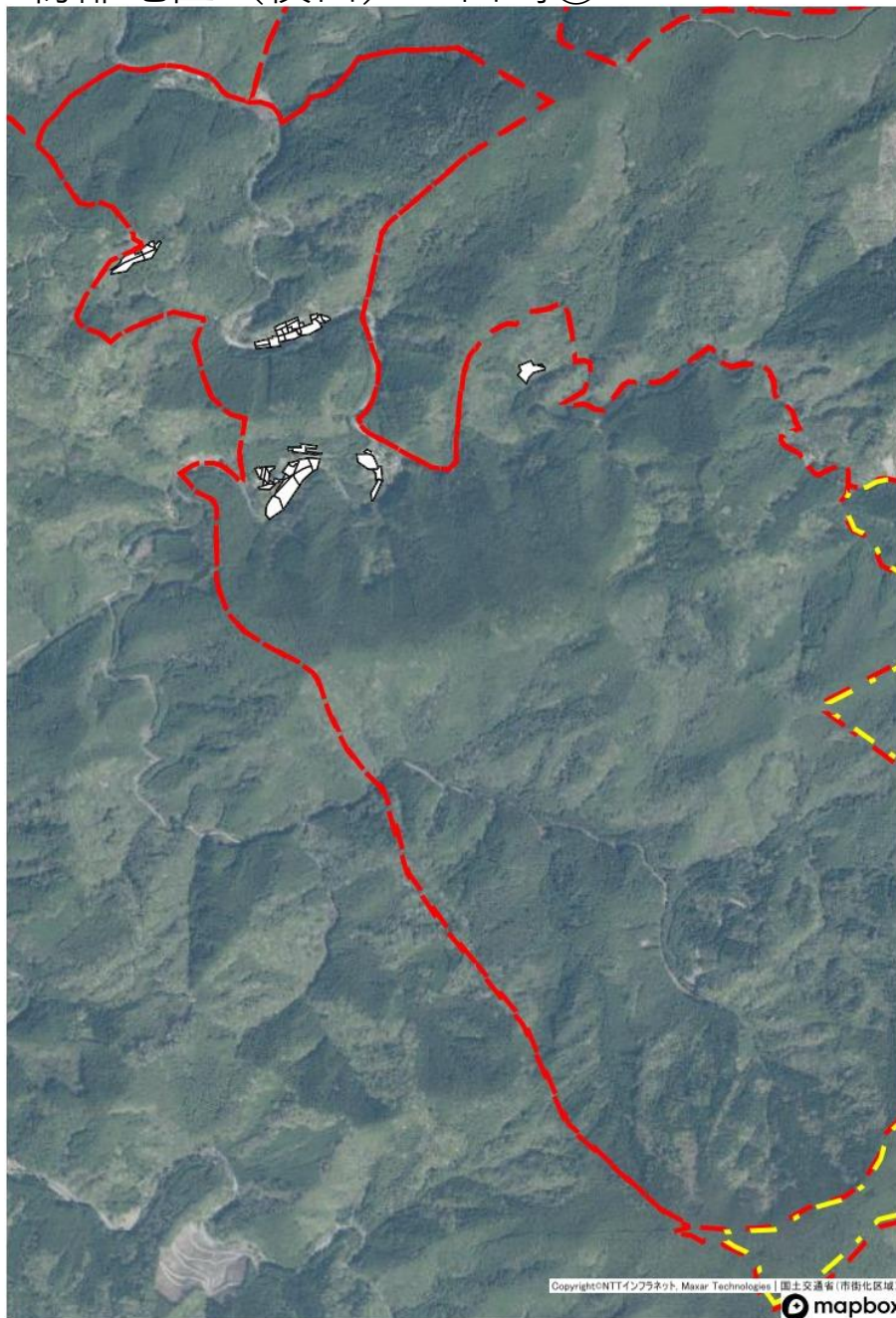
	今後検討
--	------

物部地区（槇山）：大柝③



	今後検討
--	------

物部地区（槇山）：山崎①



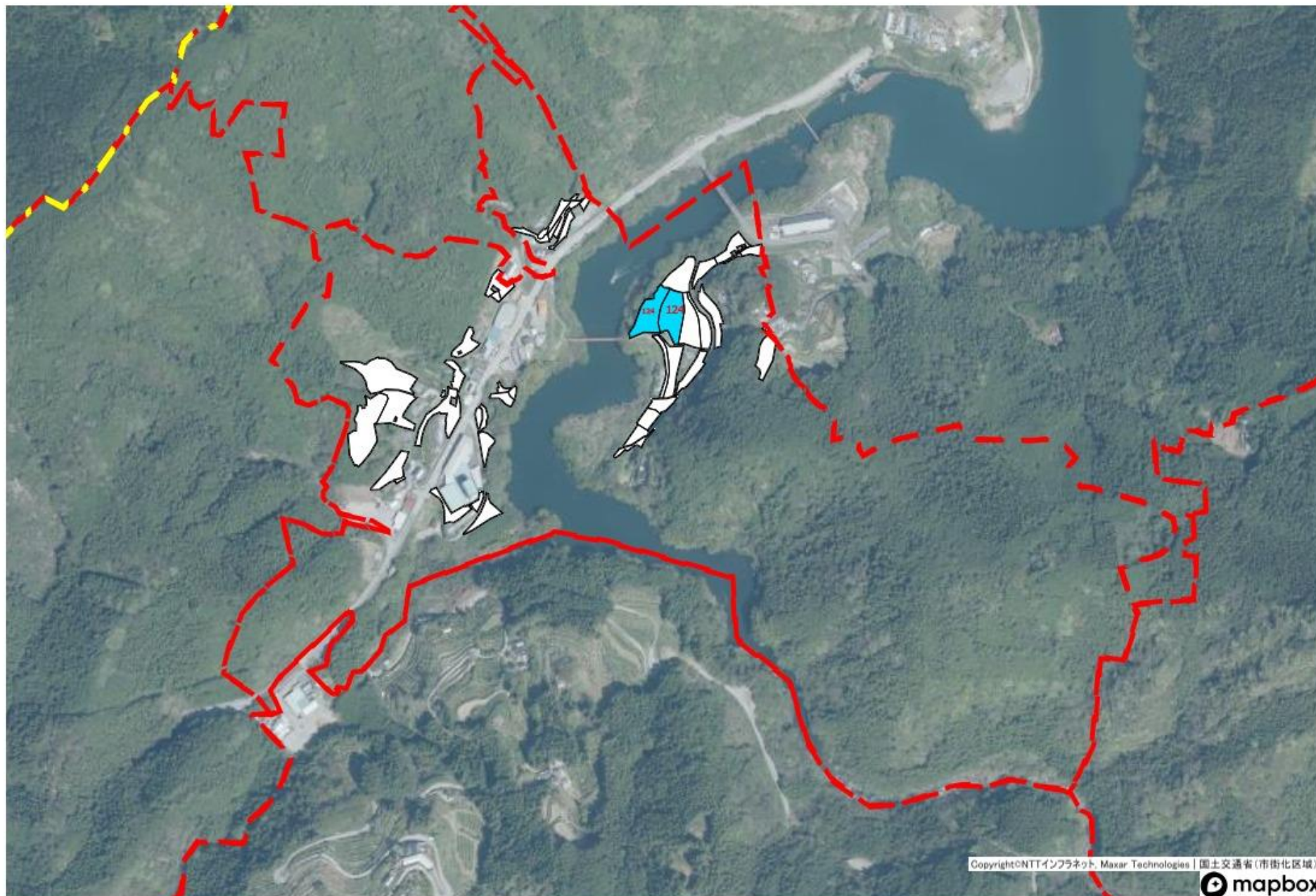
	今後検討
--	------

物部地区（槇山）：山崎②



	今後検討
--	------

物部地区（槇山）：山崎③



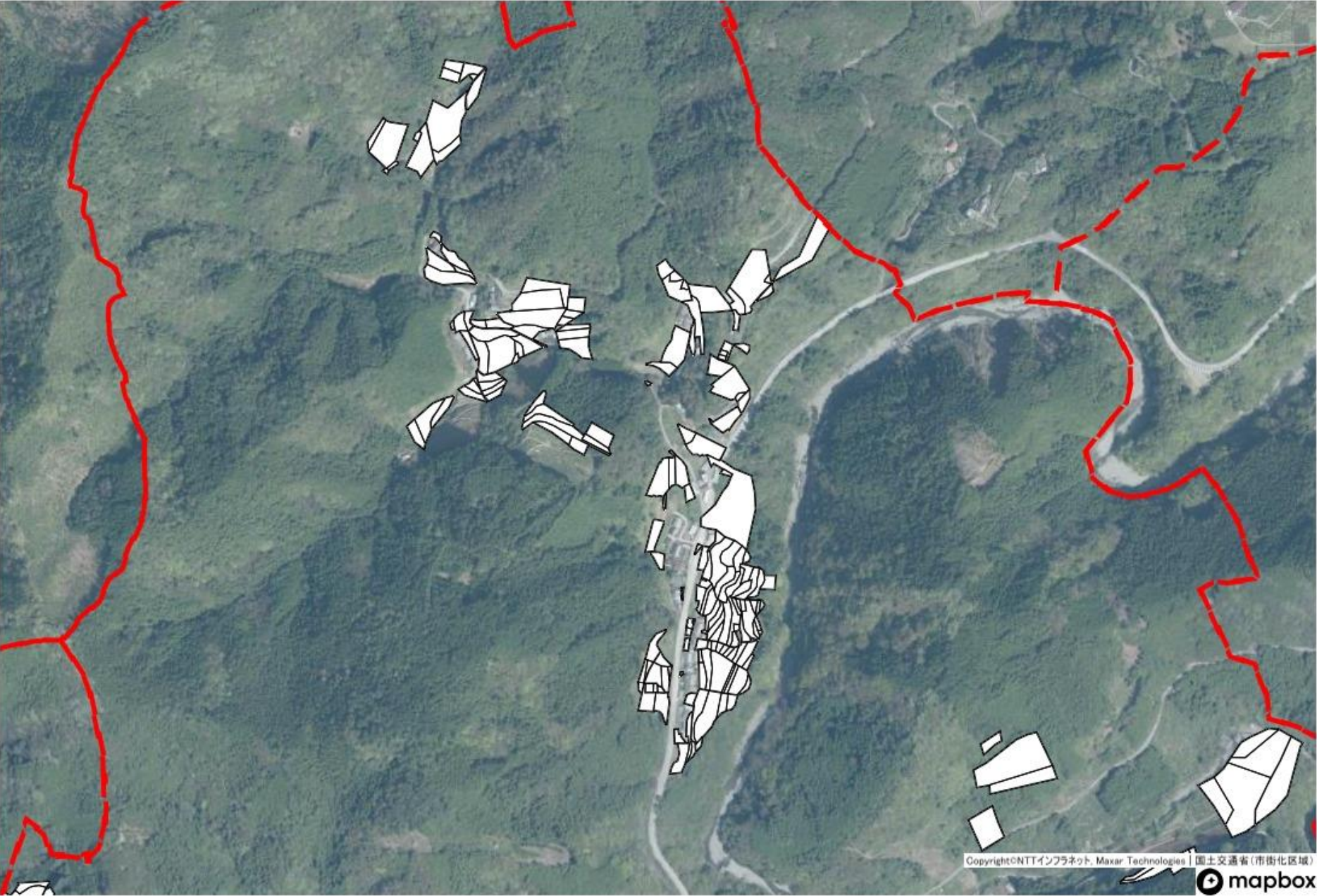
124	124
	今後検討

物部地区（槇山）：山崎④



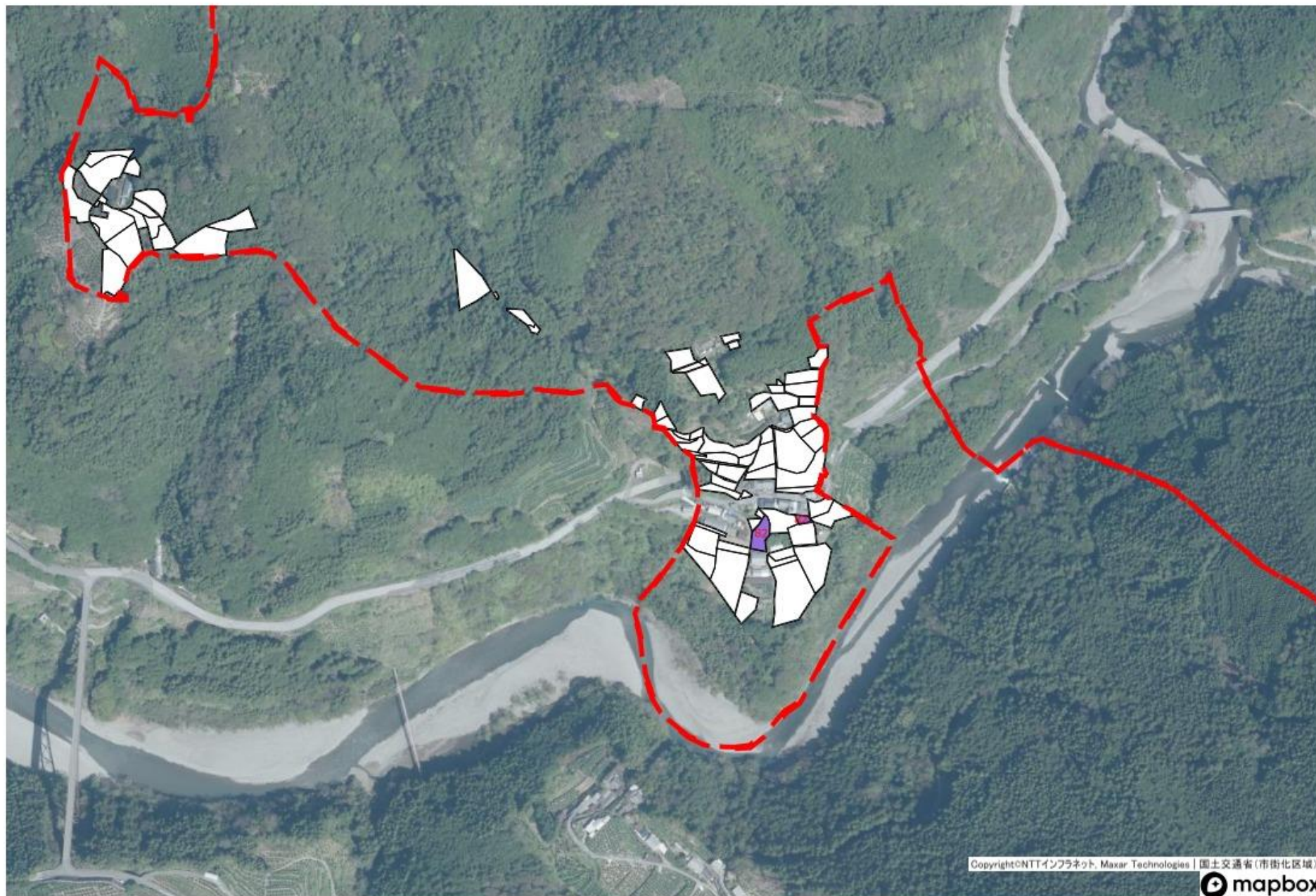
今後検討

物部地区（槇山）：押谷①



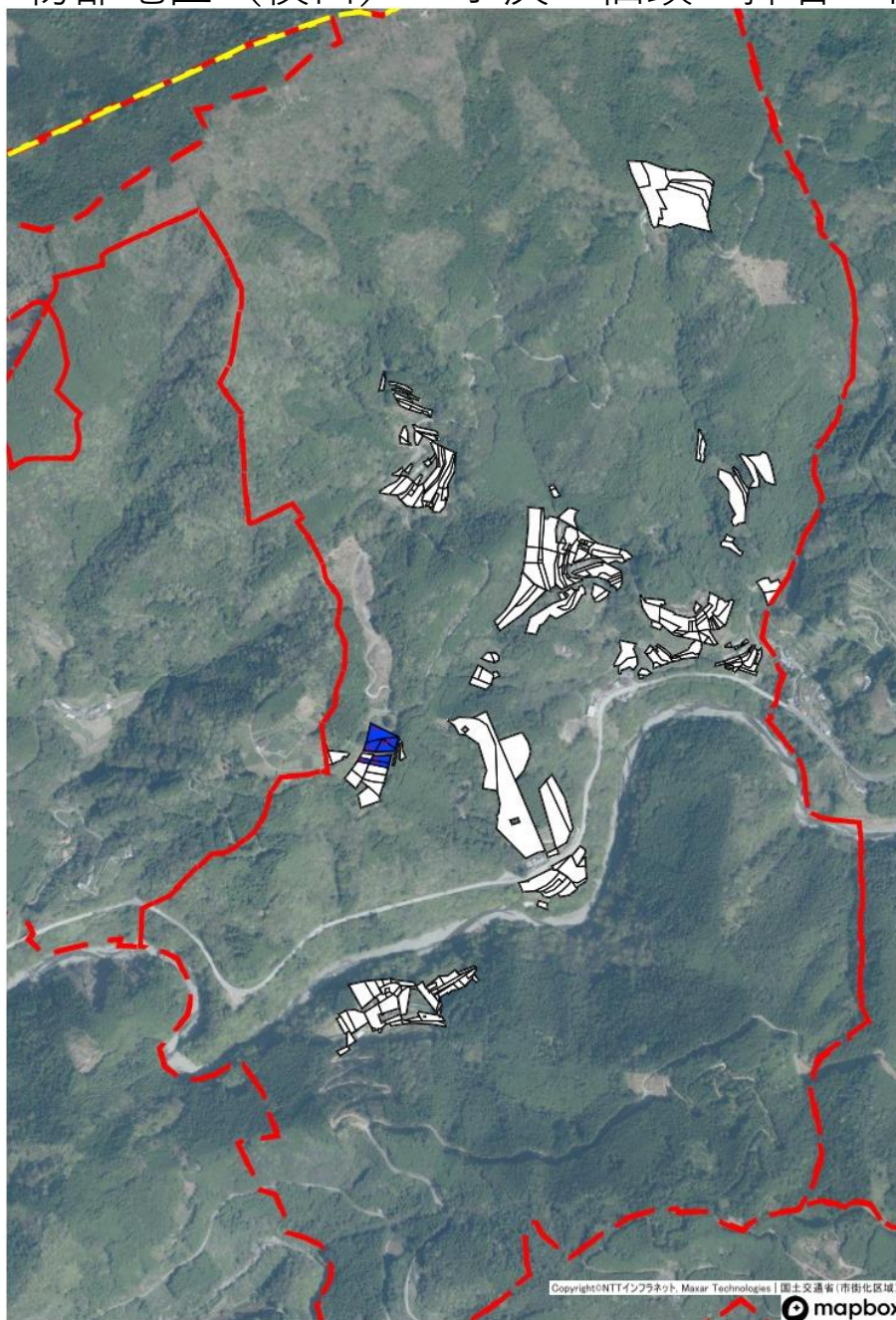
	今後検討
--	------

物部地区（槇山）：押谷②



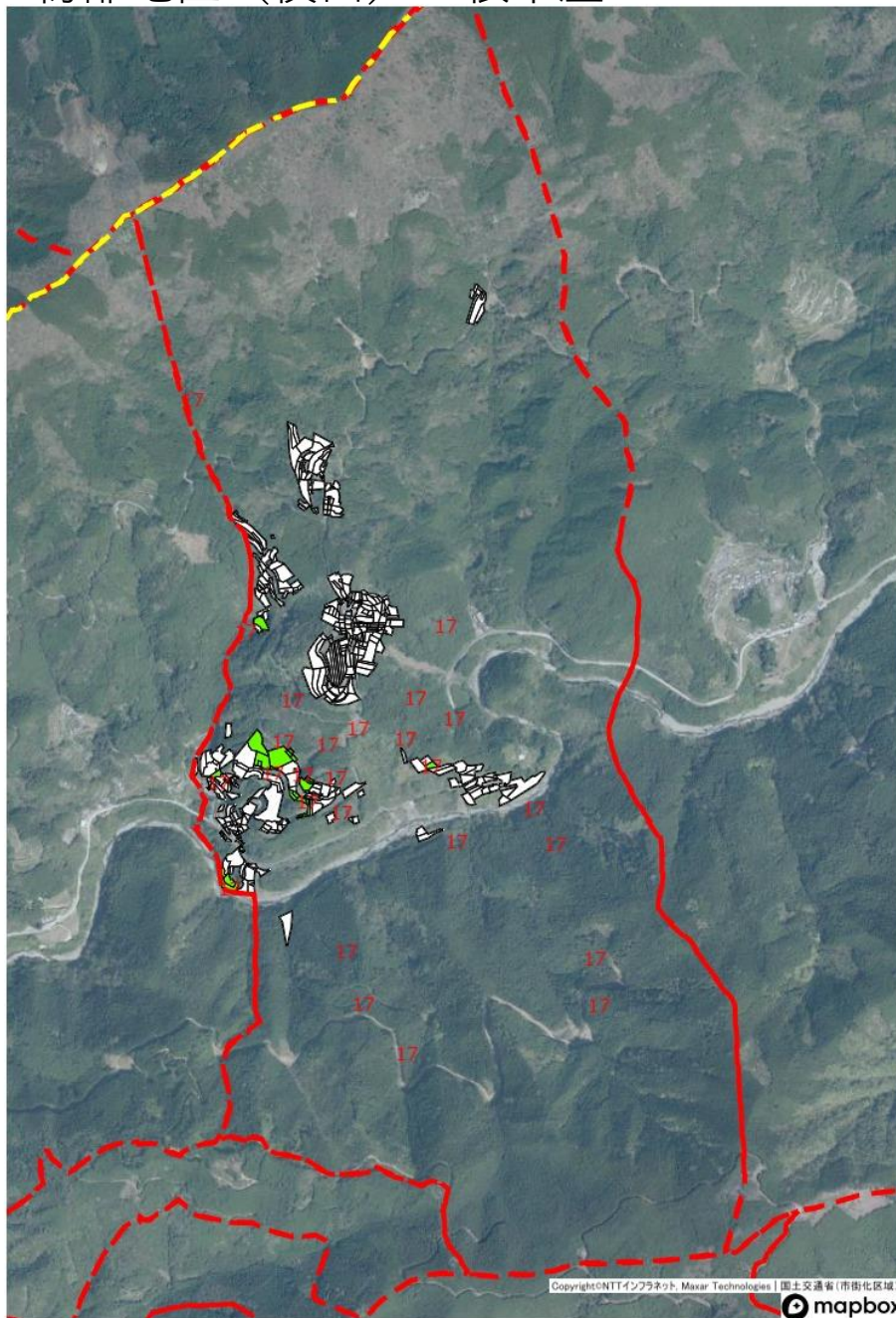
	82
	今後検討

物部地区（槇山）：小浜・仙頭・押谷・山崎



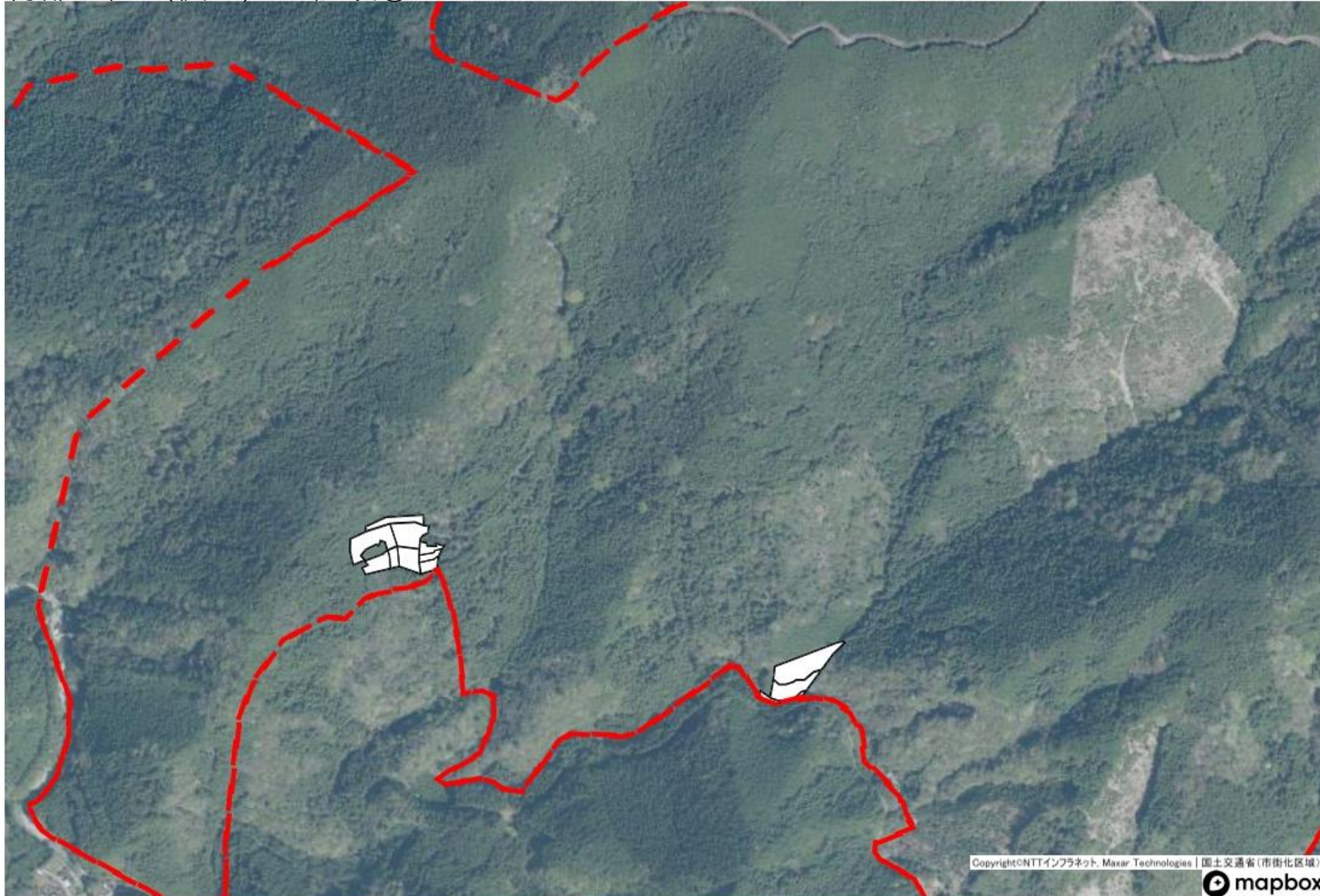
	77
	今後検討

物部地区（槇山）：根木屋



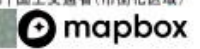
	17
	今後検討

物部地区（槇山）：仙頭①

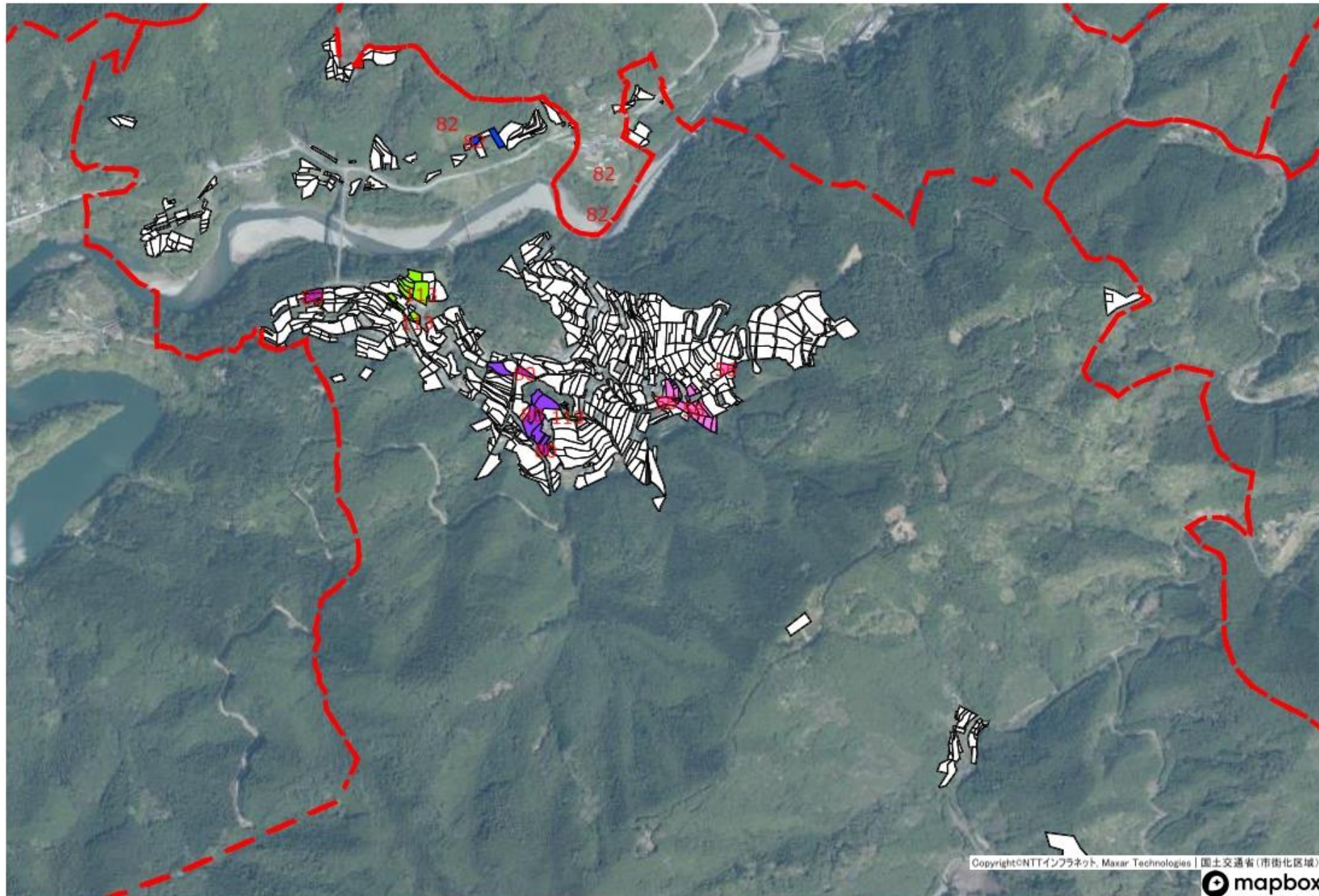


	今後検討
--	------

Copyright©NTTインフラネット, Maxar Technologies | 国土交通省(市街化区域)

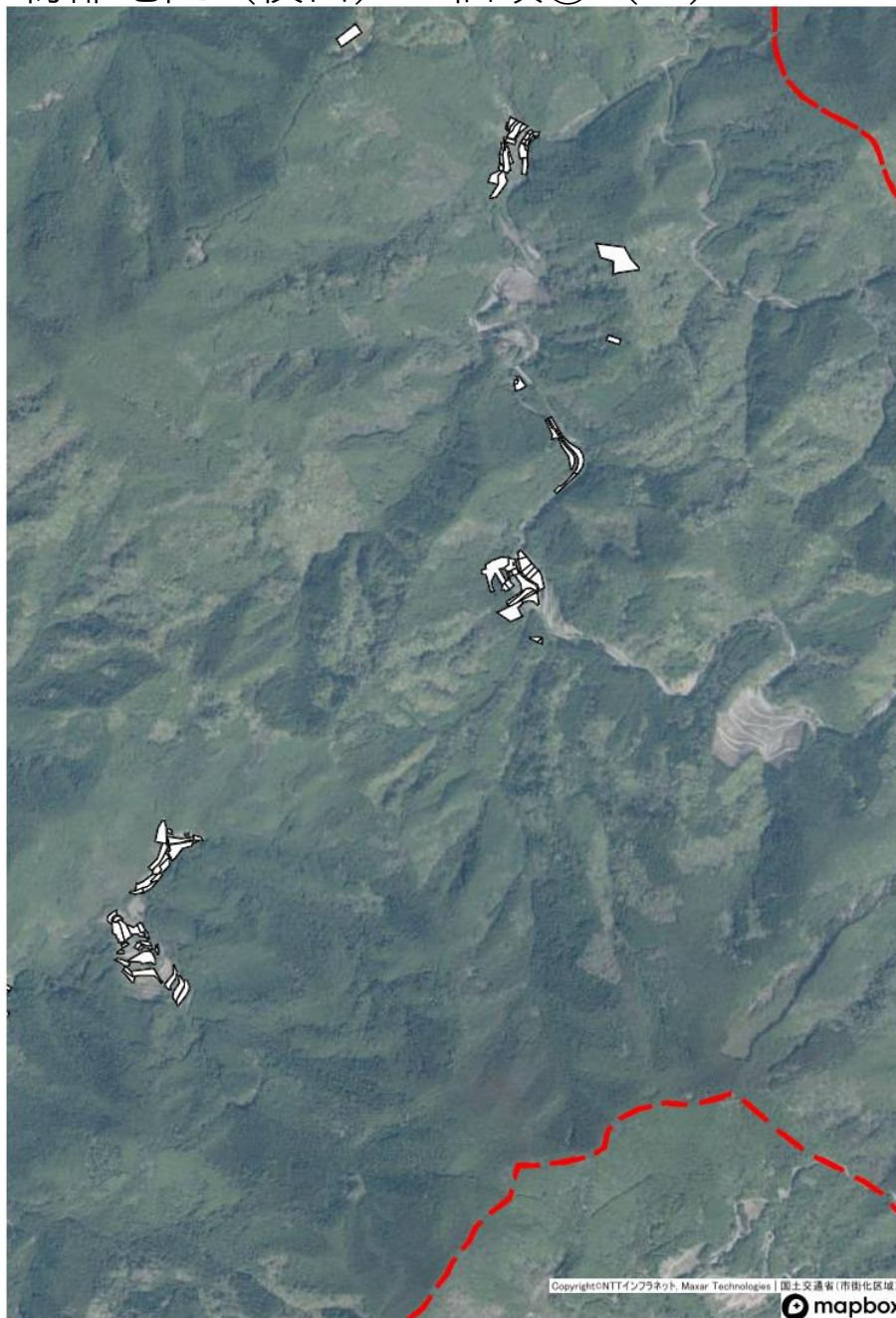


物部地区（槇山）：仙頭②（1）



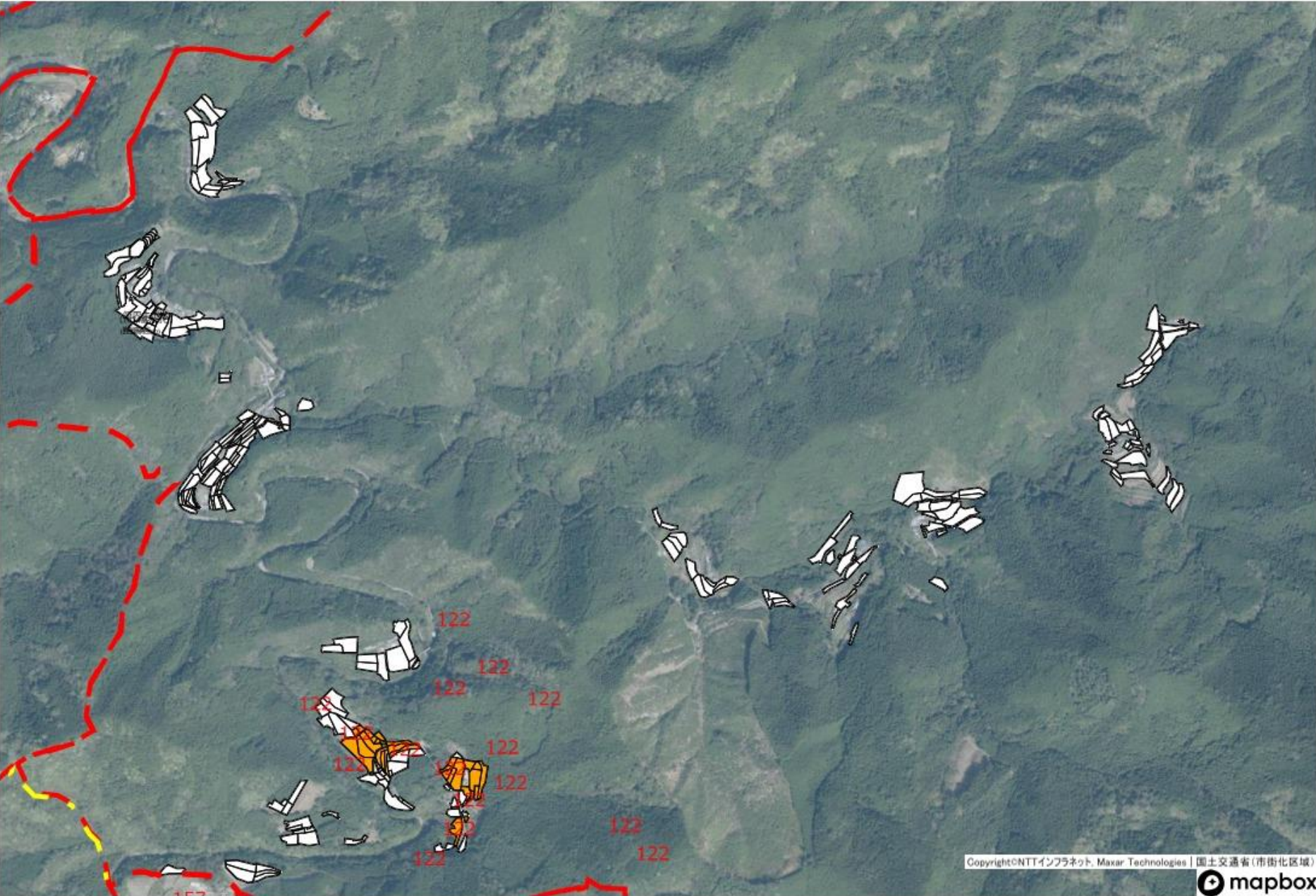
	56
	80
	82
	113
	今後検討

物部地区（槇山）：仙頭②（2）



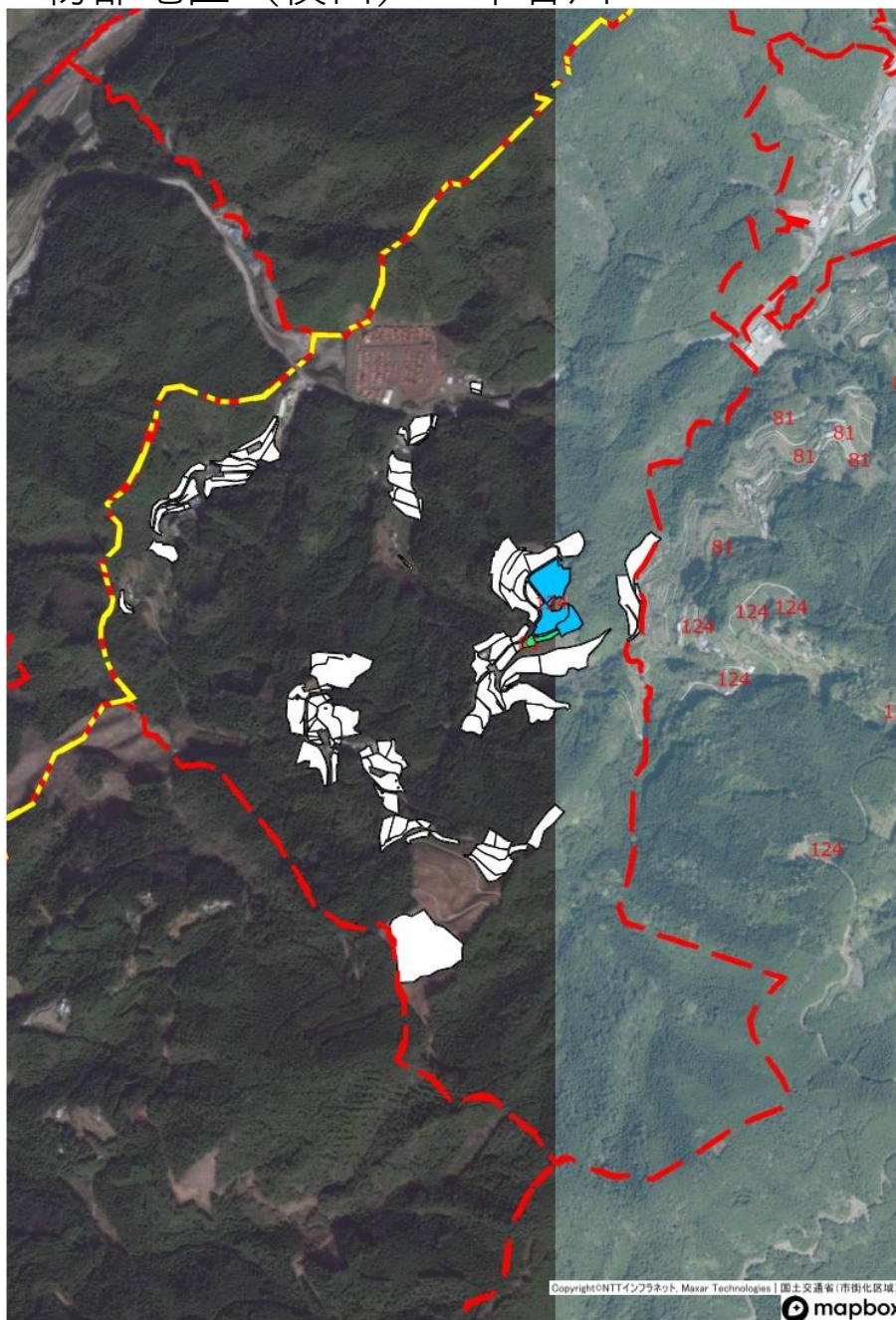
今後検討

物部地区（槇山）：仙頭②（3）



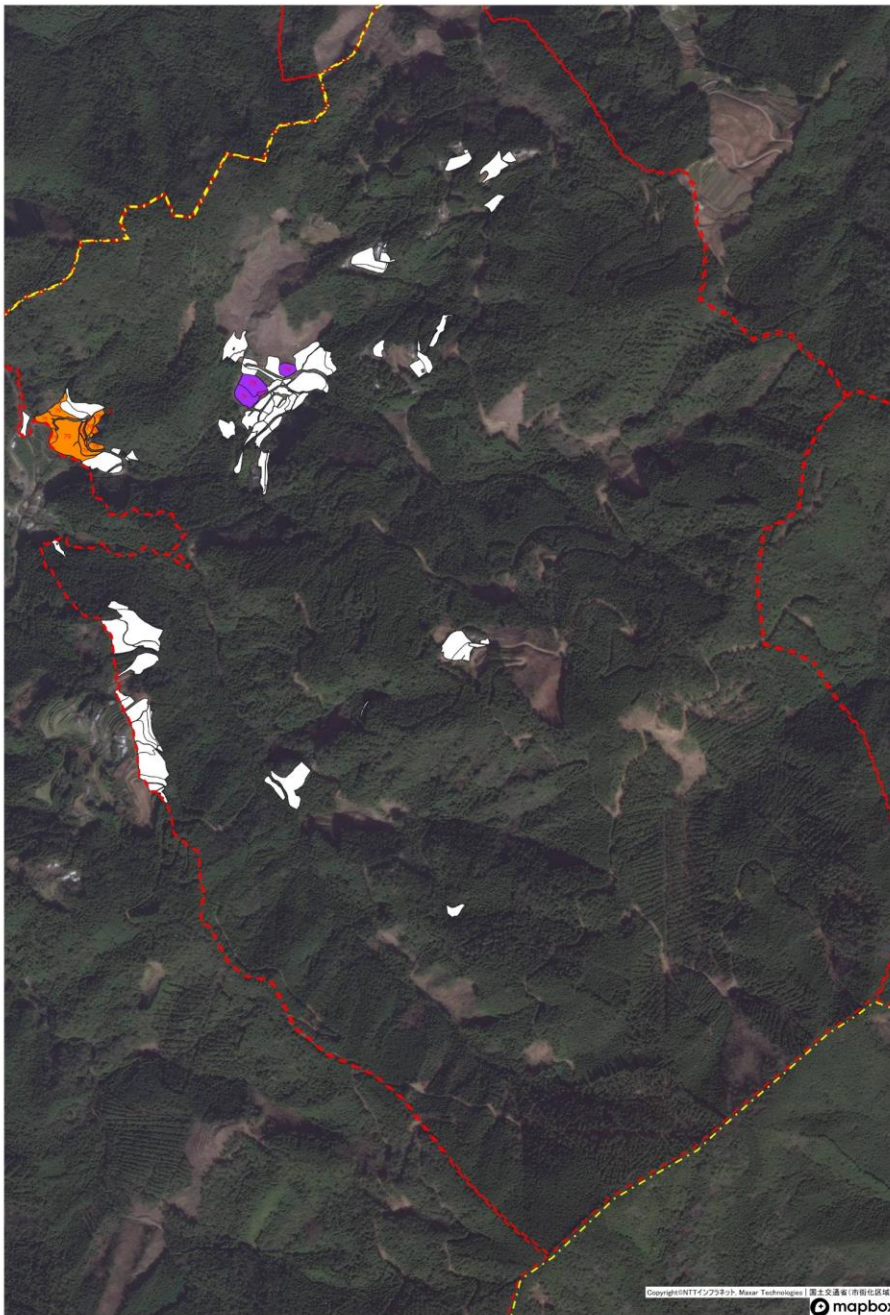
122	今後検討
-----	------

物部地区（槇山）：中谷川



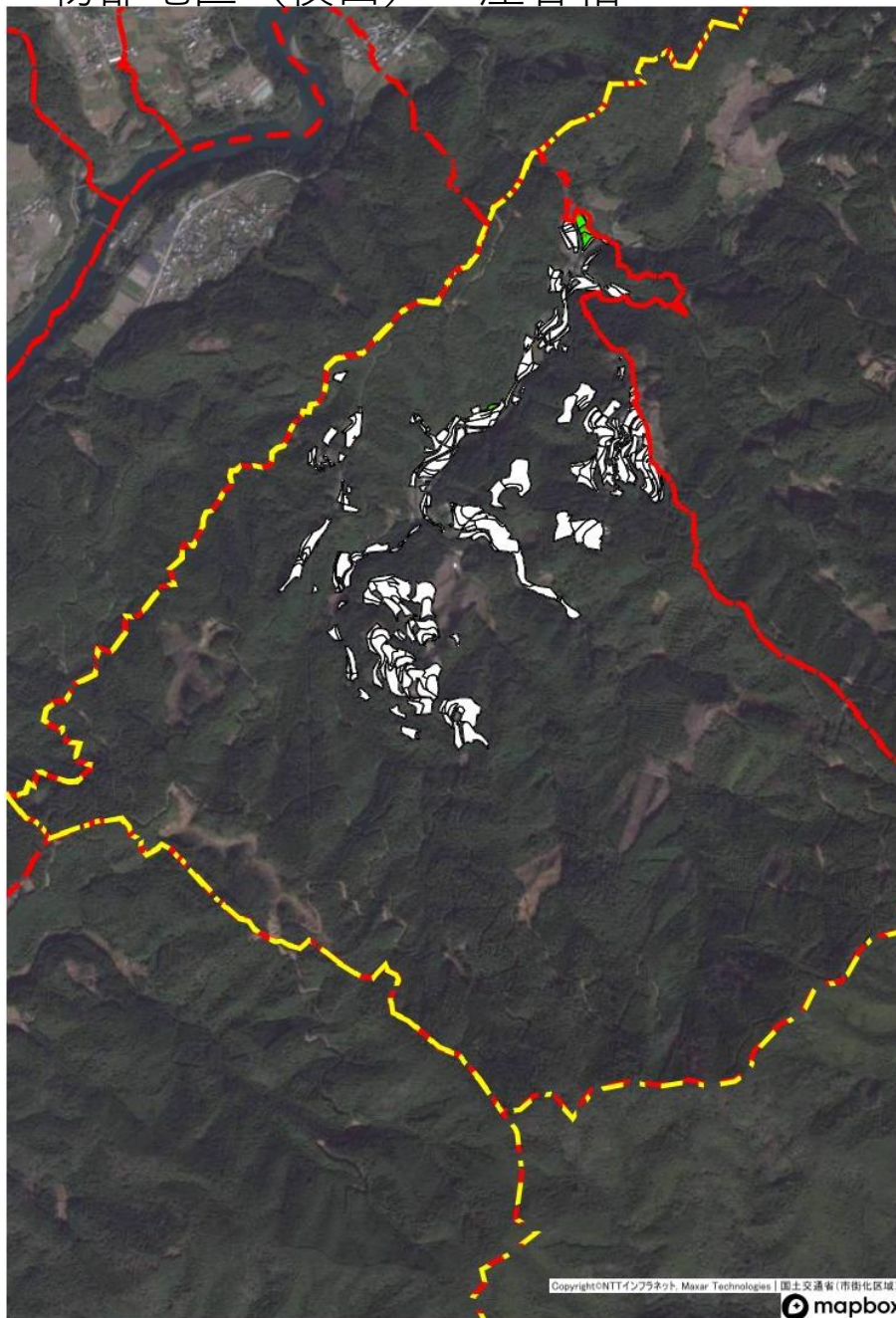
81	81
124	124
今後検討	今後検討

物部地区（槇山）：拓



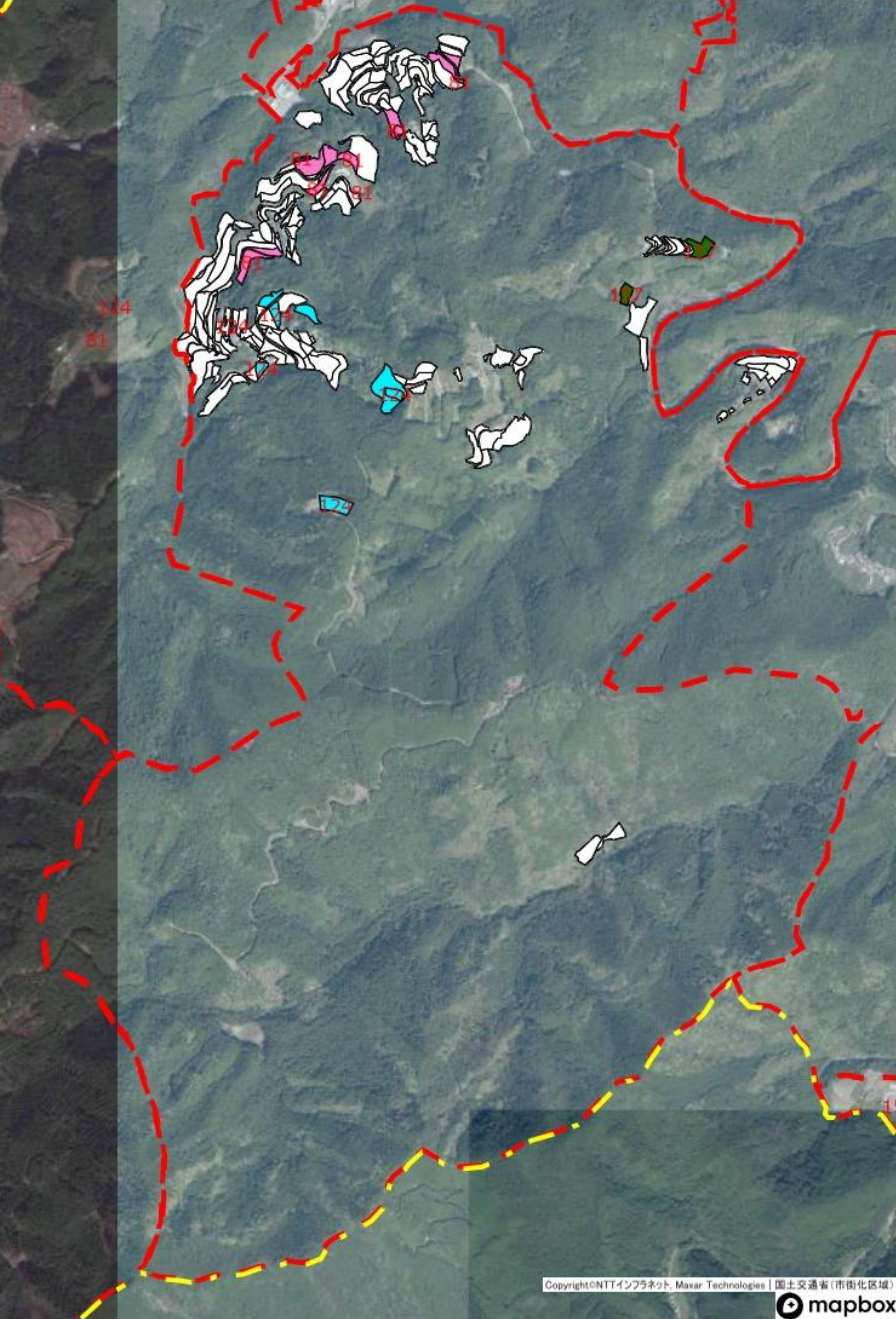
	76
	79
	今後検討

物部地区（槇山）：庄谷相



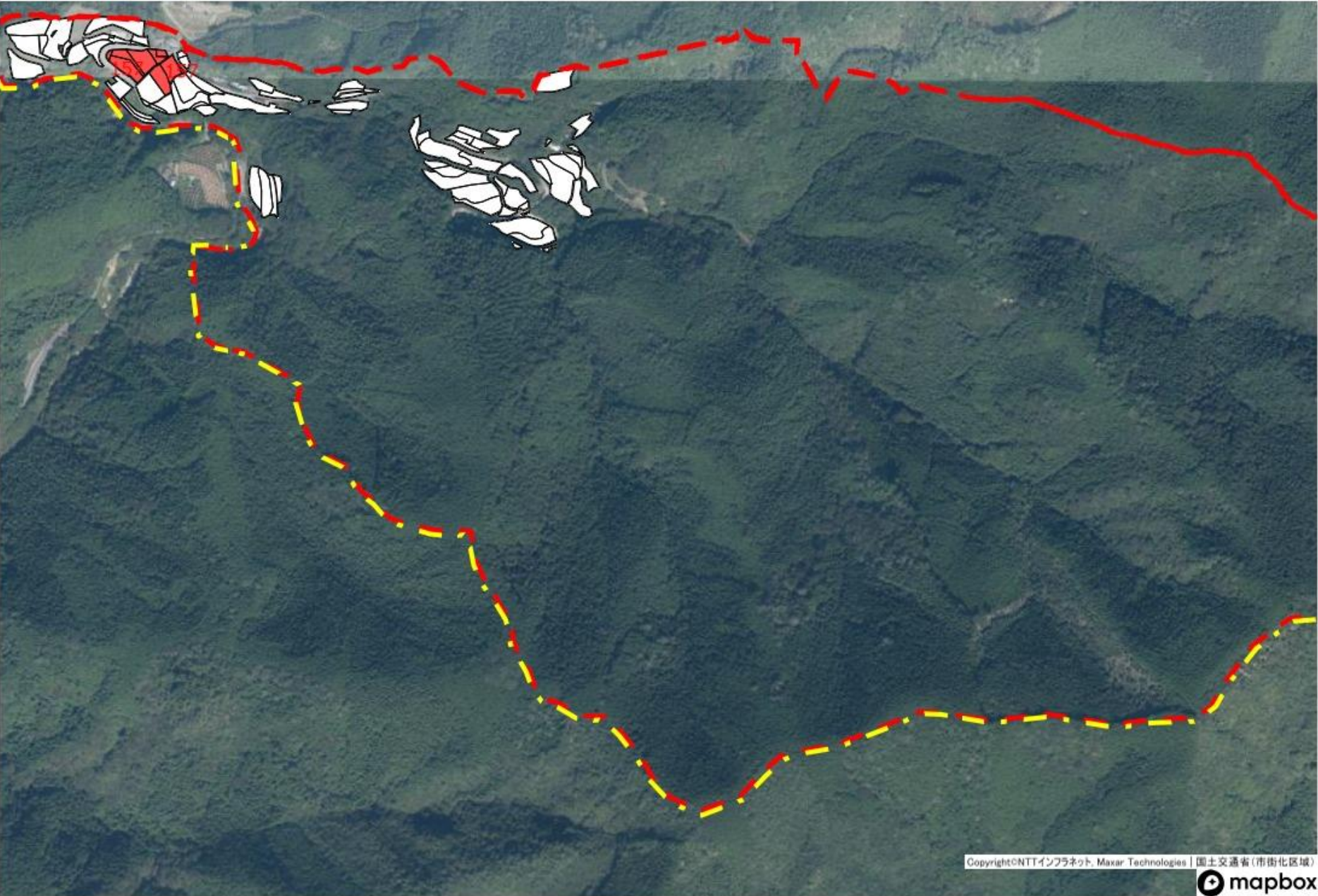
	79
	今後検討

物部地区（槇山）:頓定

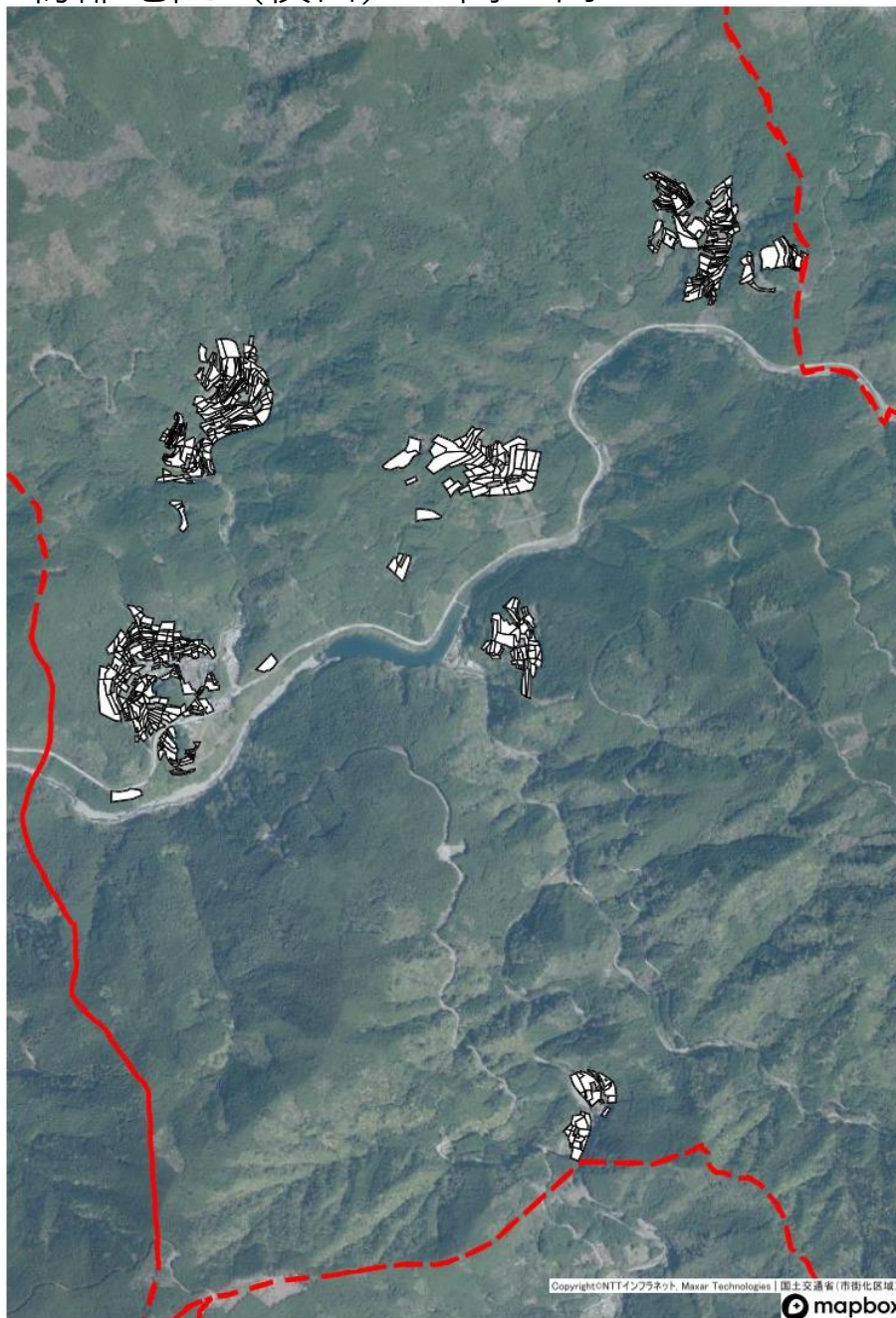


	81
	124
	157
	今後検討

物部地区（槇山）：舞川

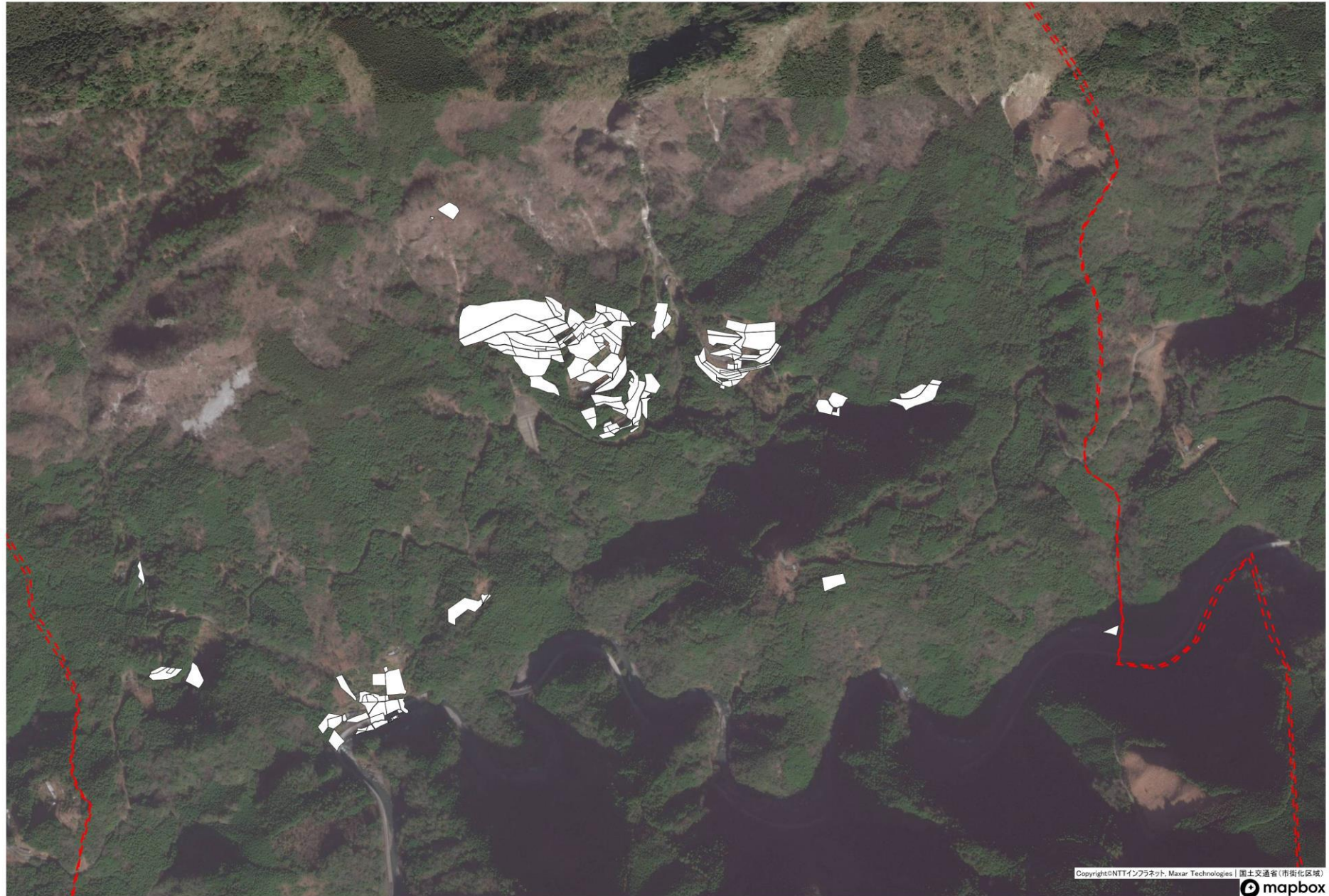


物部地区（槇山）：岡ノ内



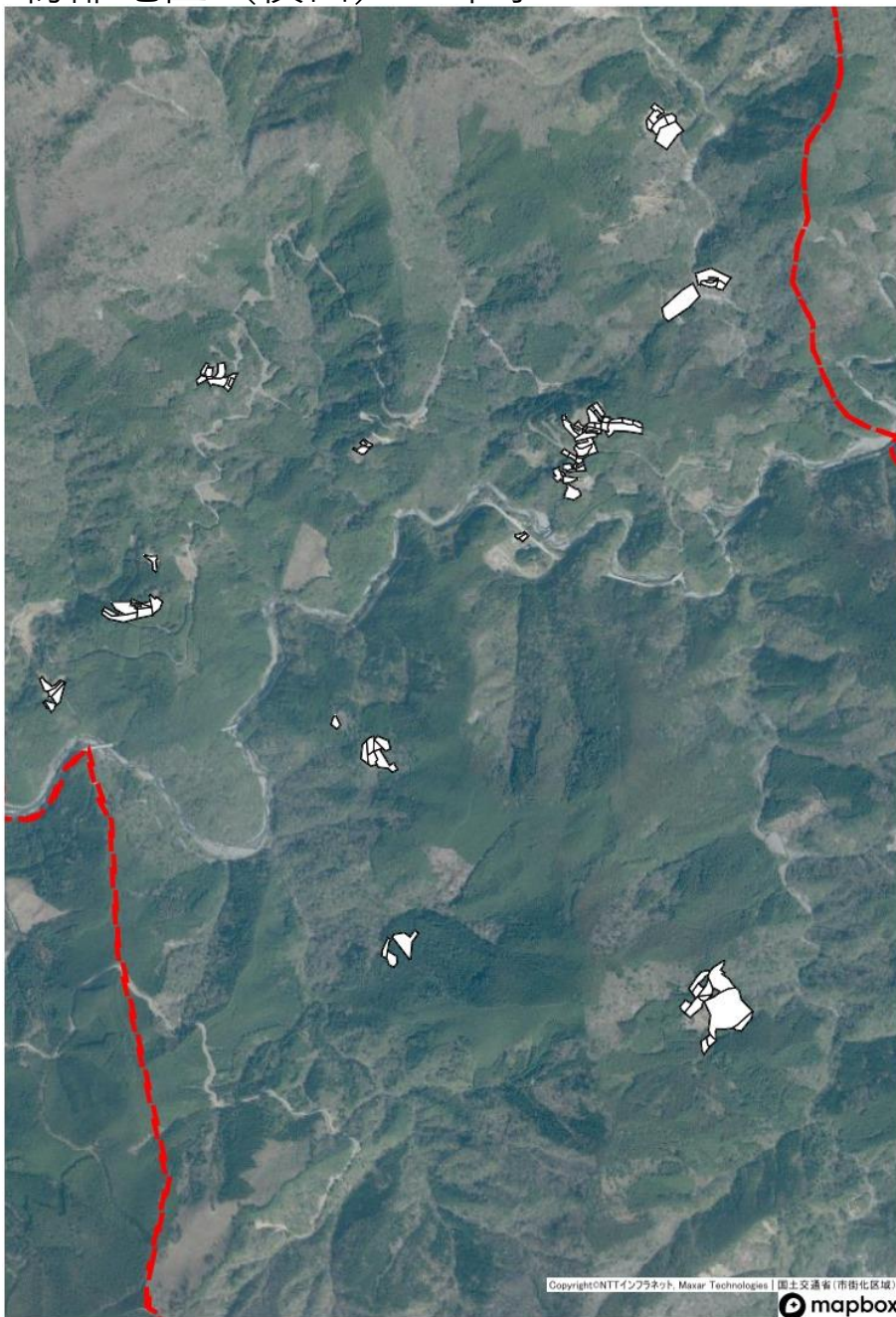
今後検討

物部地区（槇山）：別役



	今後検討
--	------

物部地区（槇山）：市宇



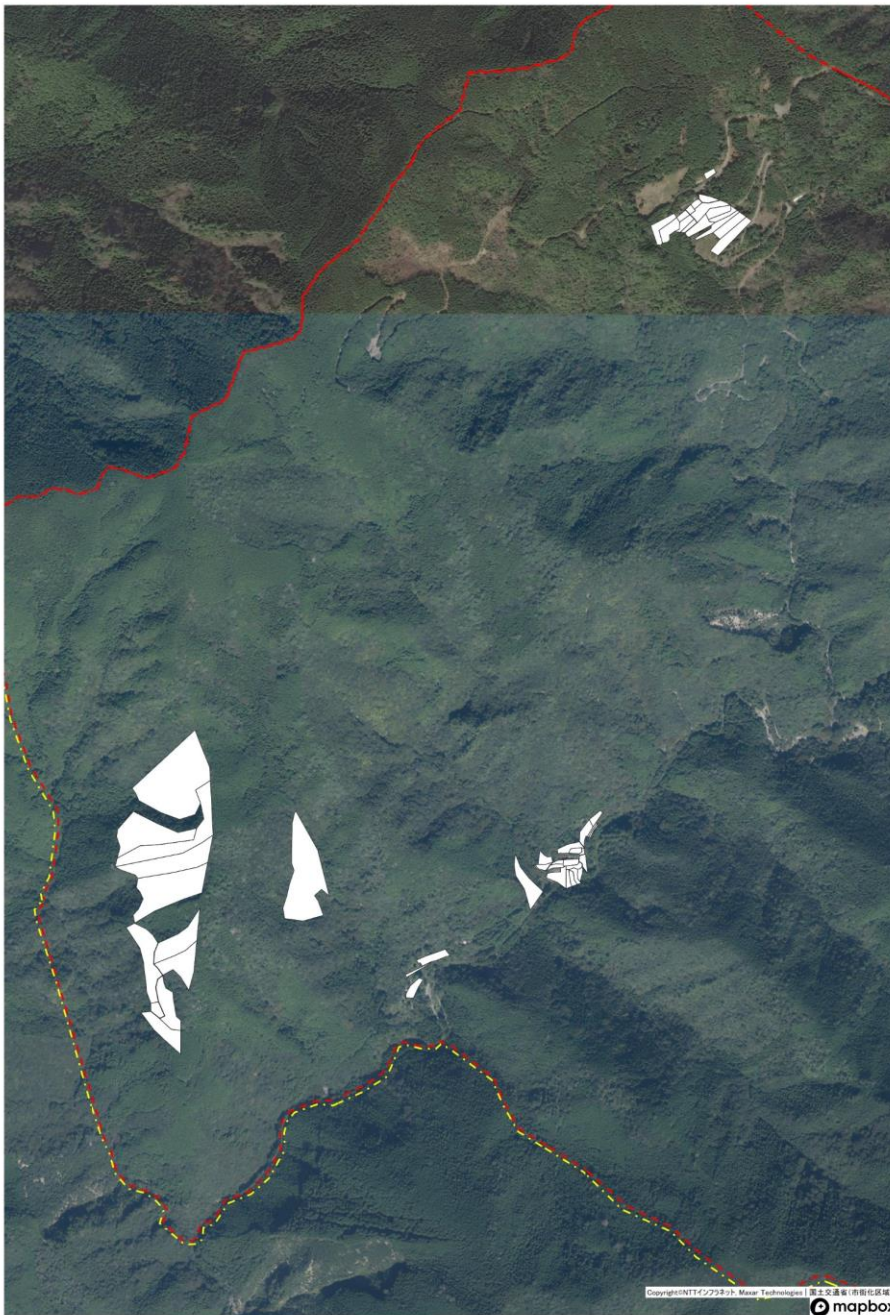
今後検討

物部地区（槇山）別府



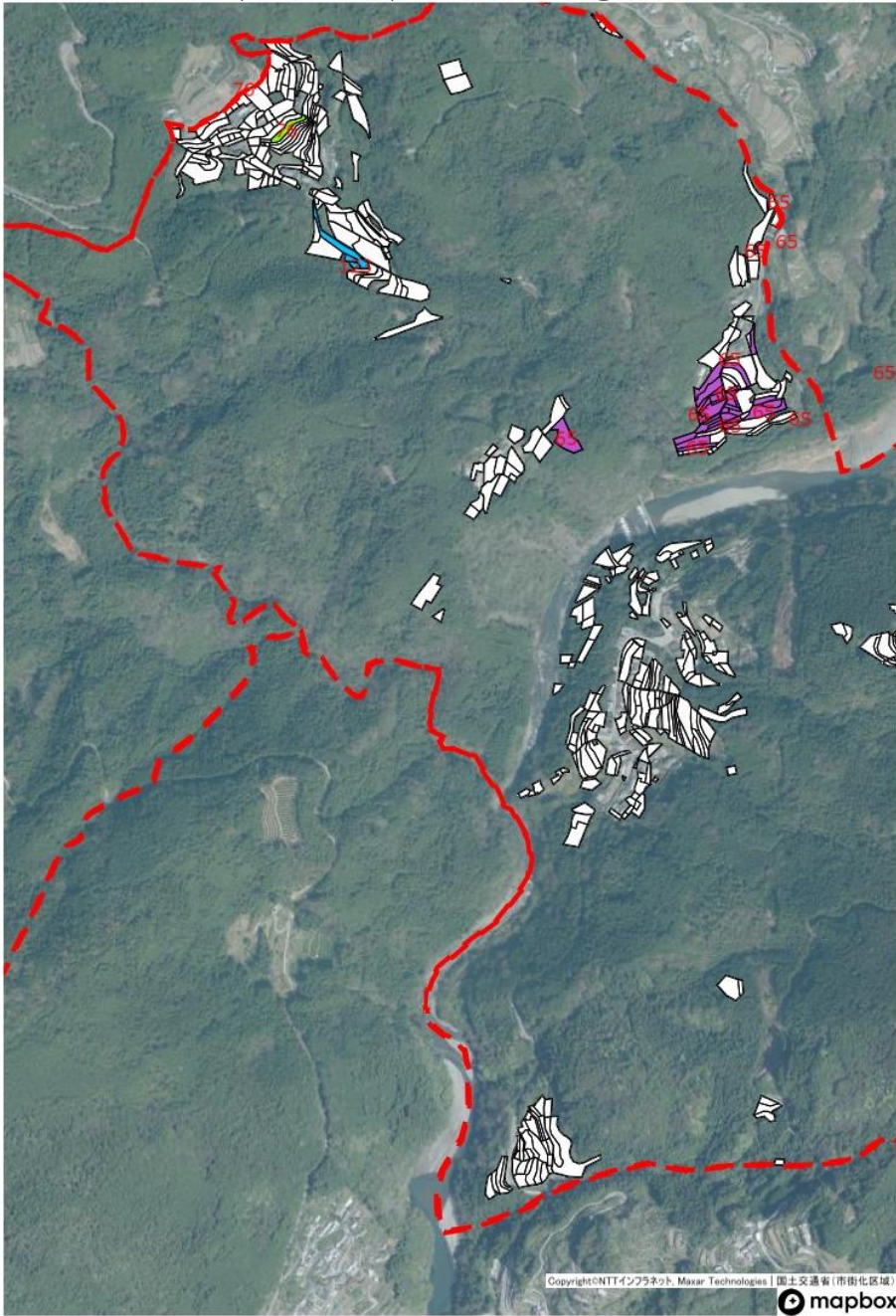
	今後検討
--	------

物部地区（槇山）：中津尾



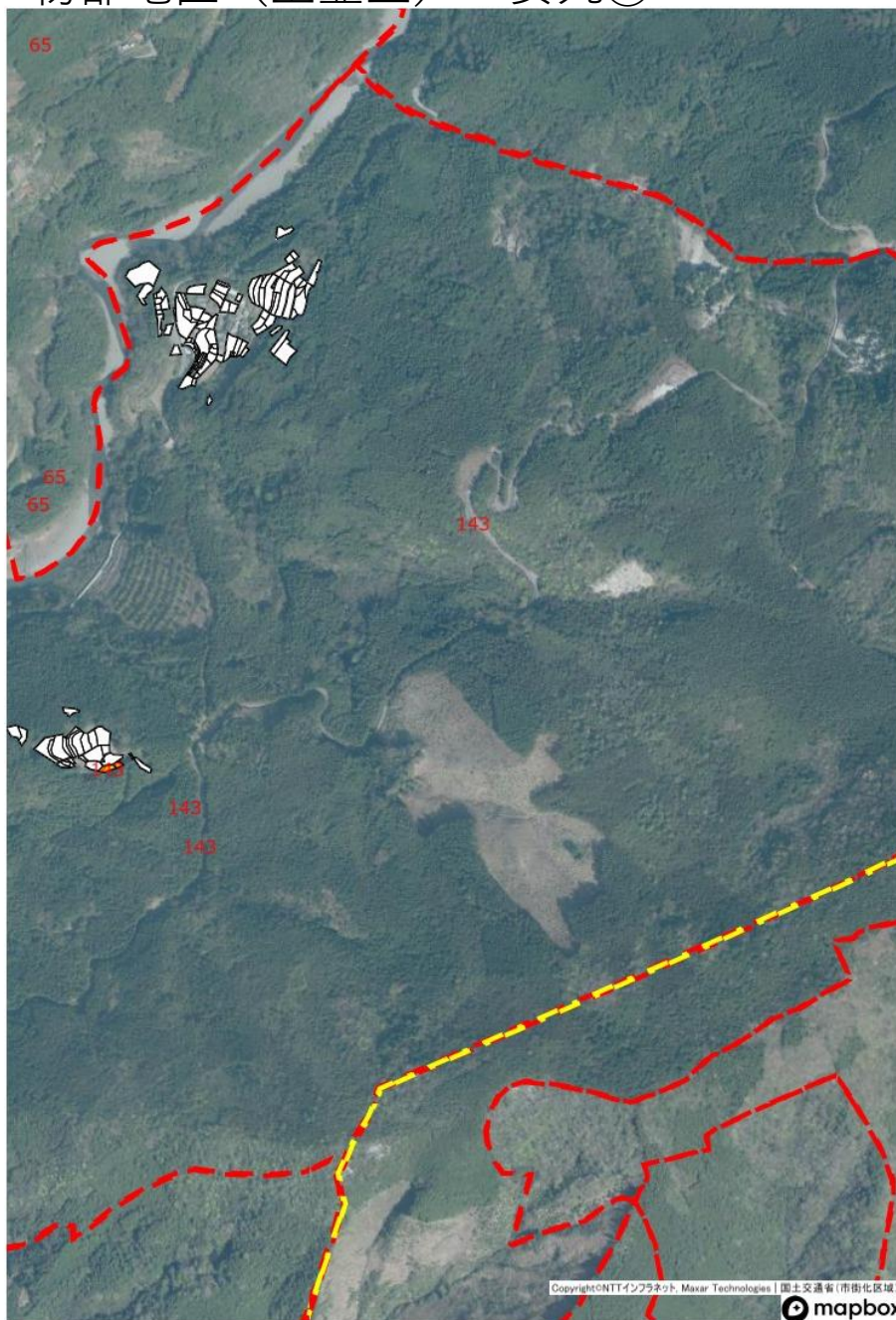
	今後検討
--	------

物部地区（上葦生）：安丸①



	65
	76
	123
	今後検討

物部地区（上葦生）：安丸②



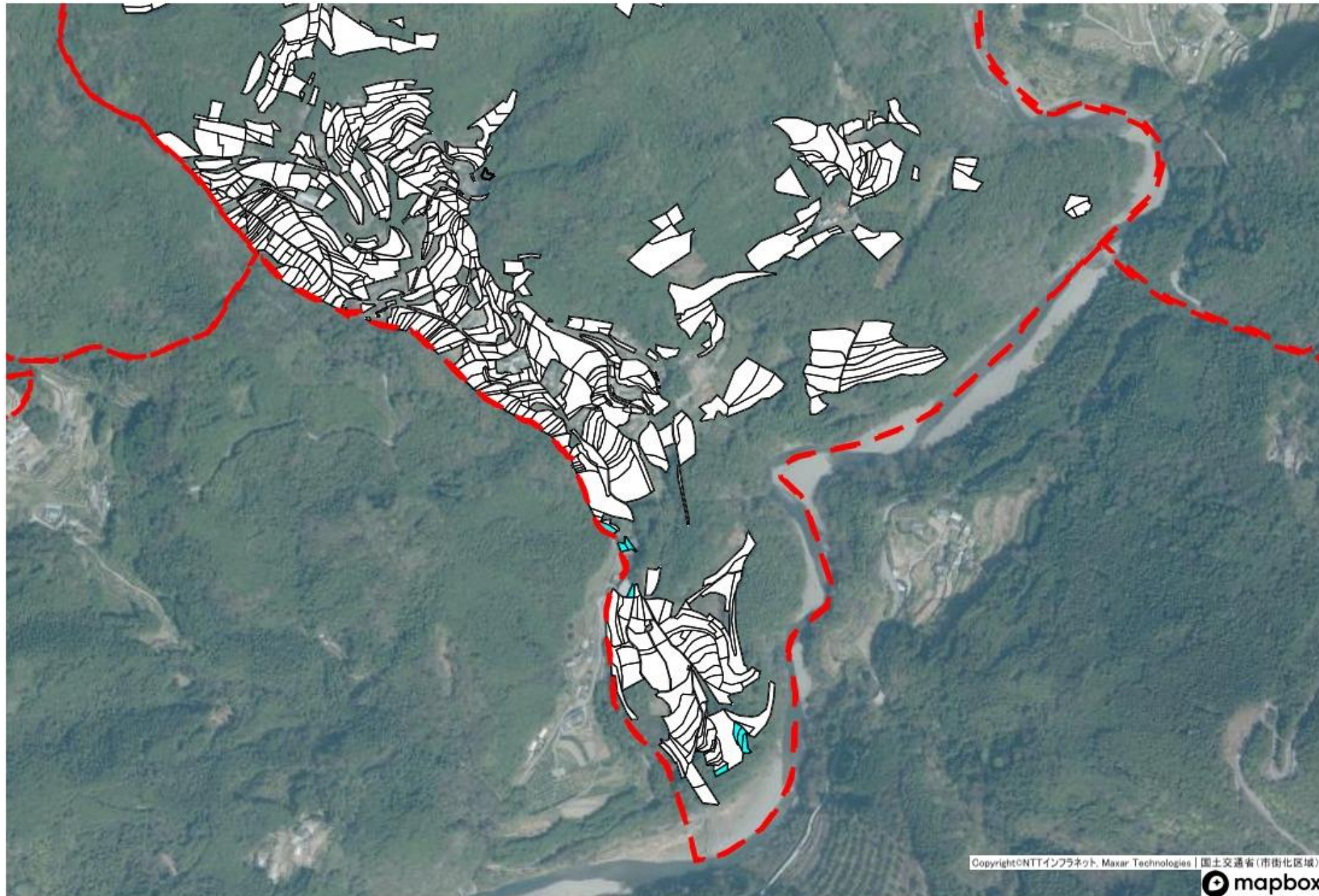
	143
	今後検討

物部地区（上葦生）：黒代①



	74
	今後検討

物部地区（上葦生）：黒代②



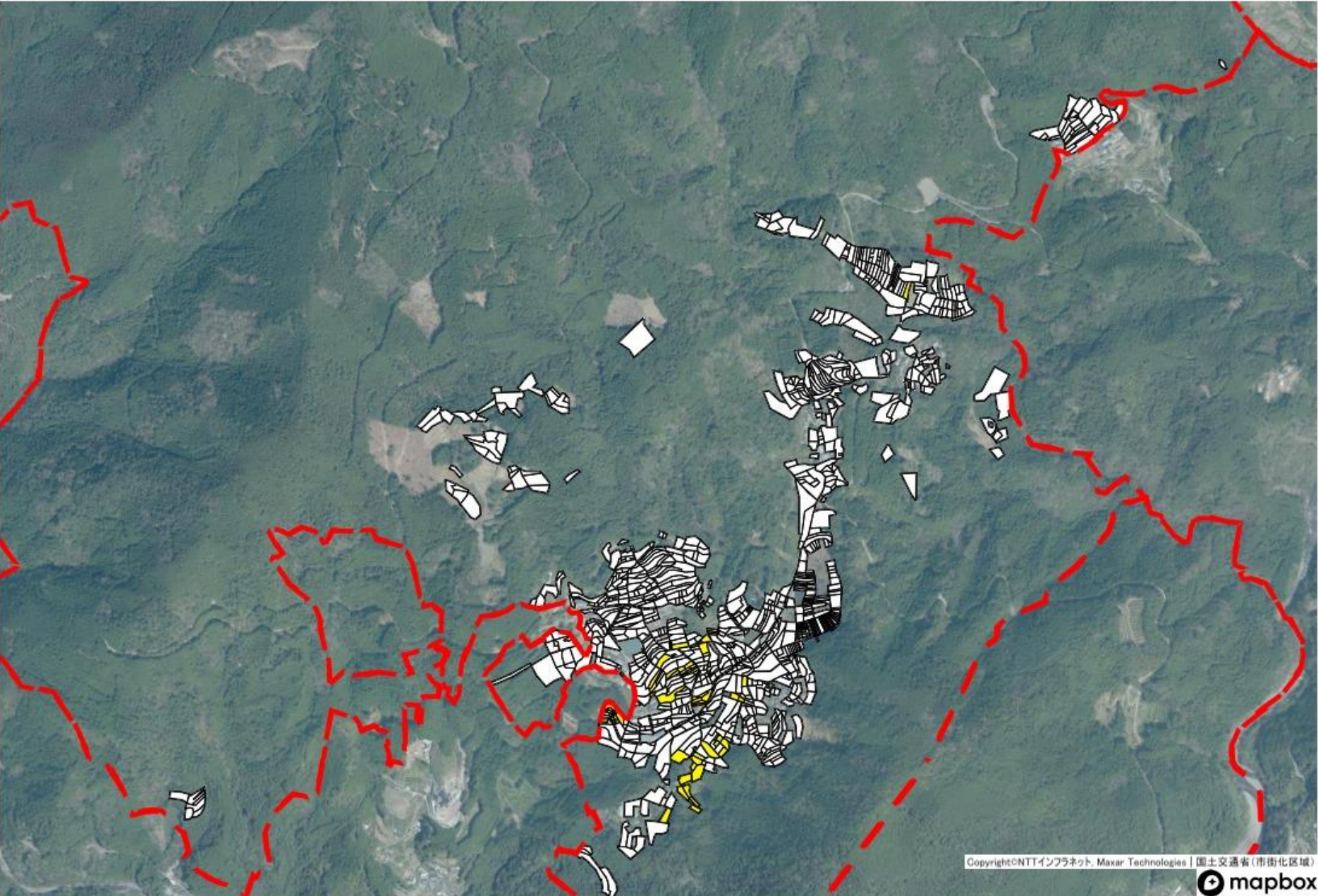
	65
	今後検討

物部地区（上葦生）：神池①

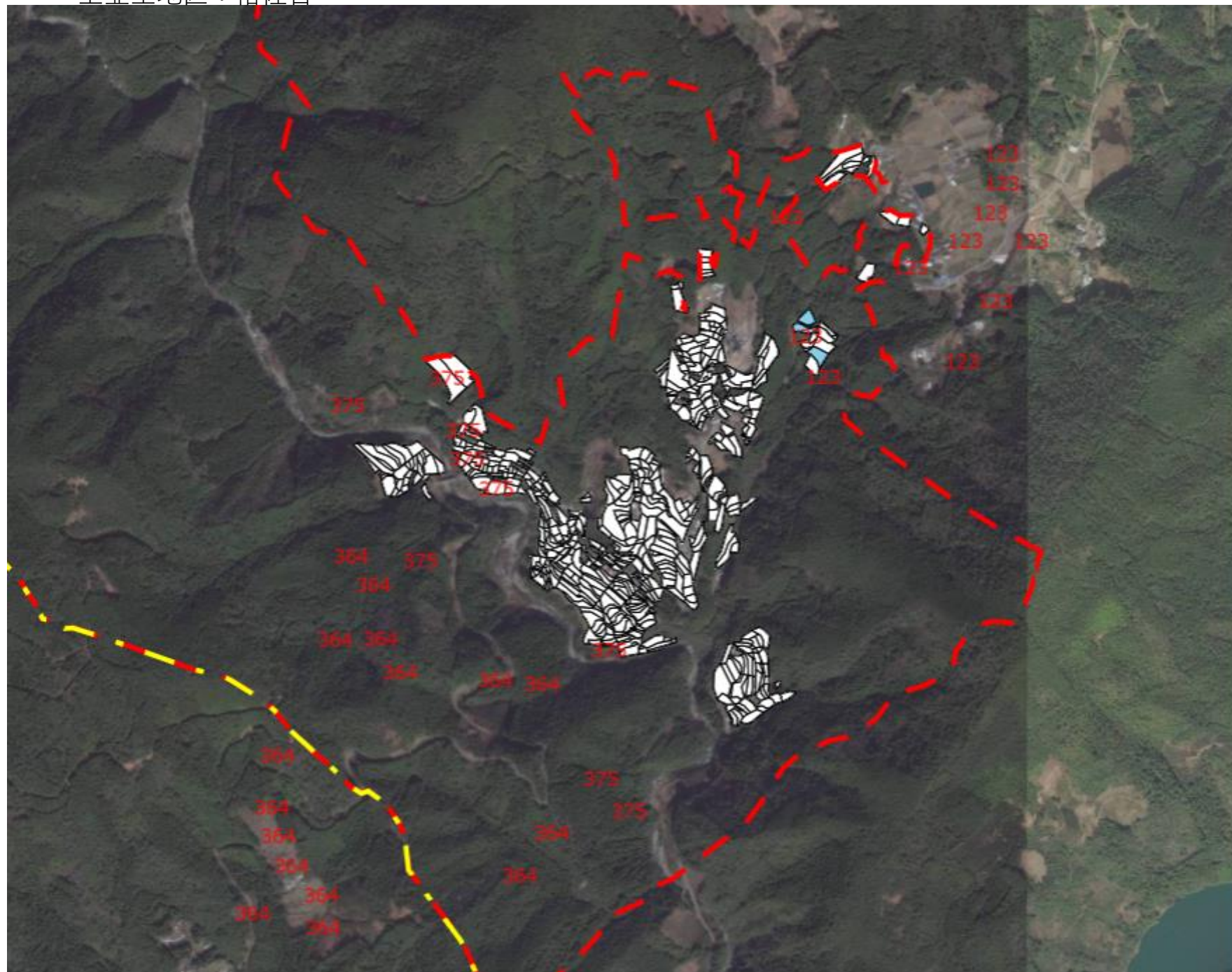


	今後検討
--	------

物部地区（上葦生）；神池②

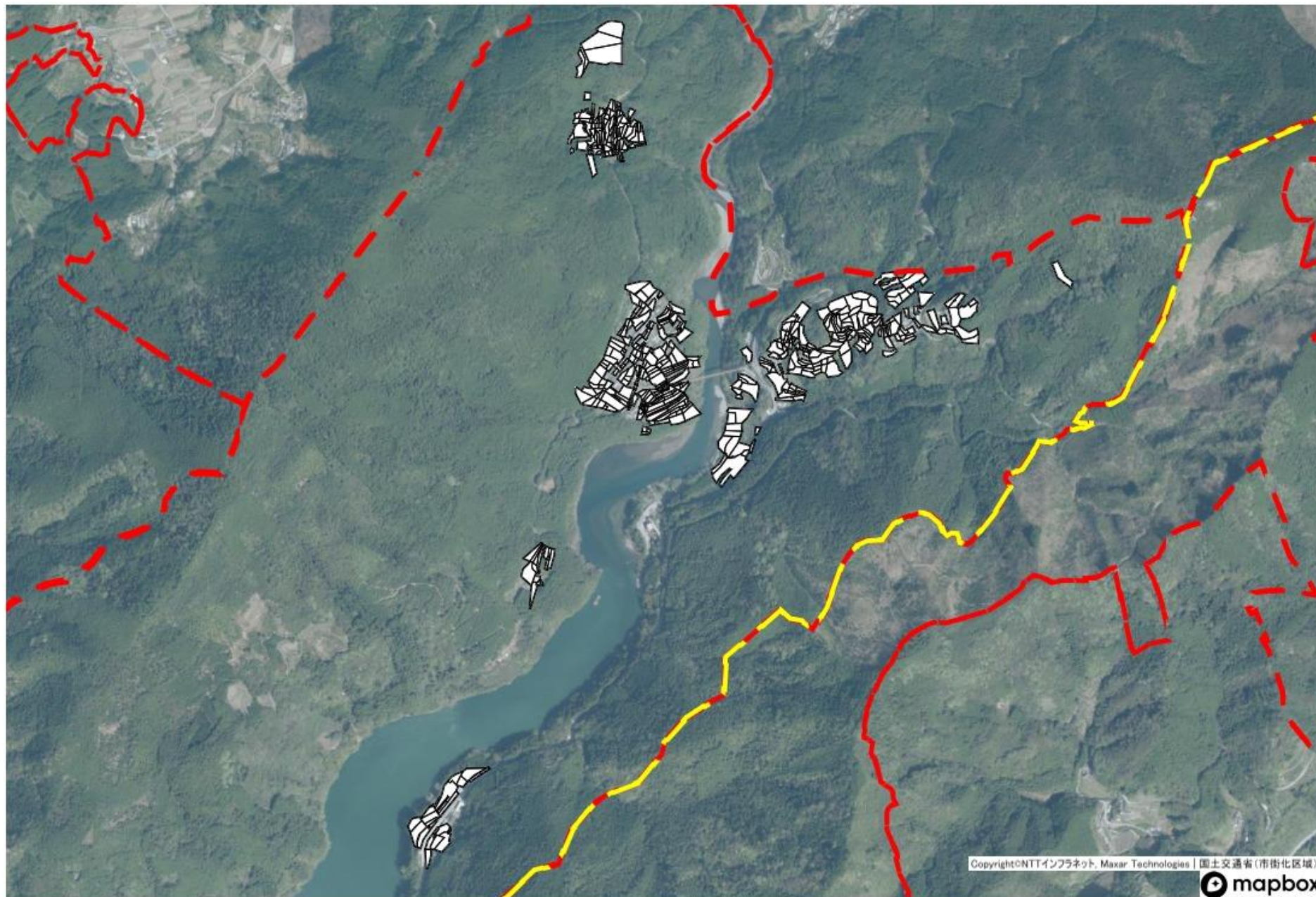


	123
	今後検討



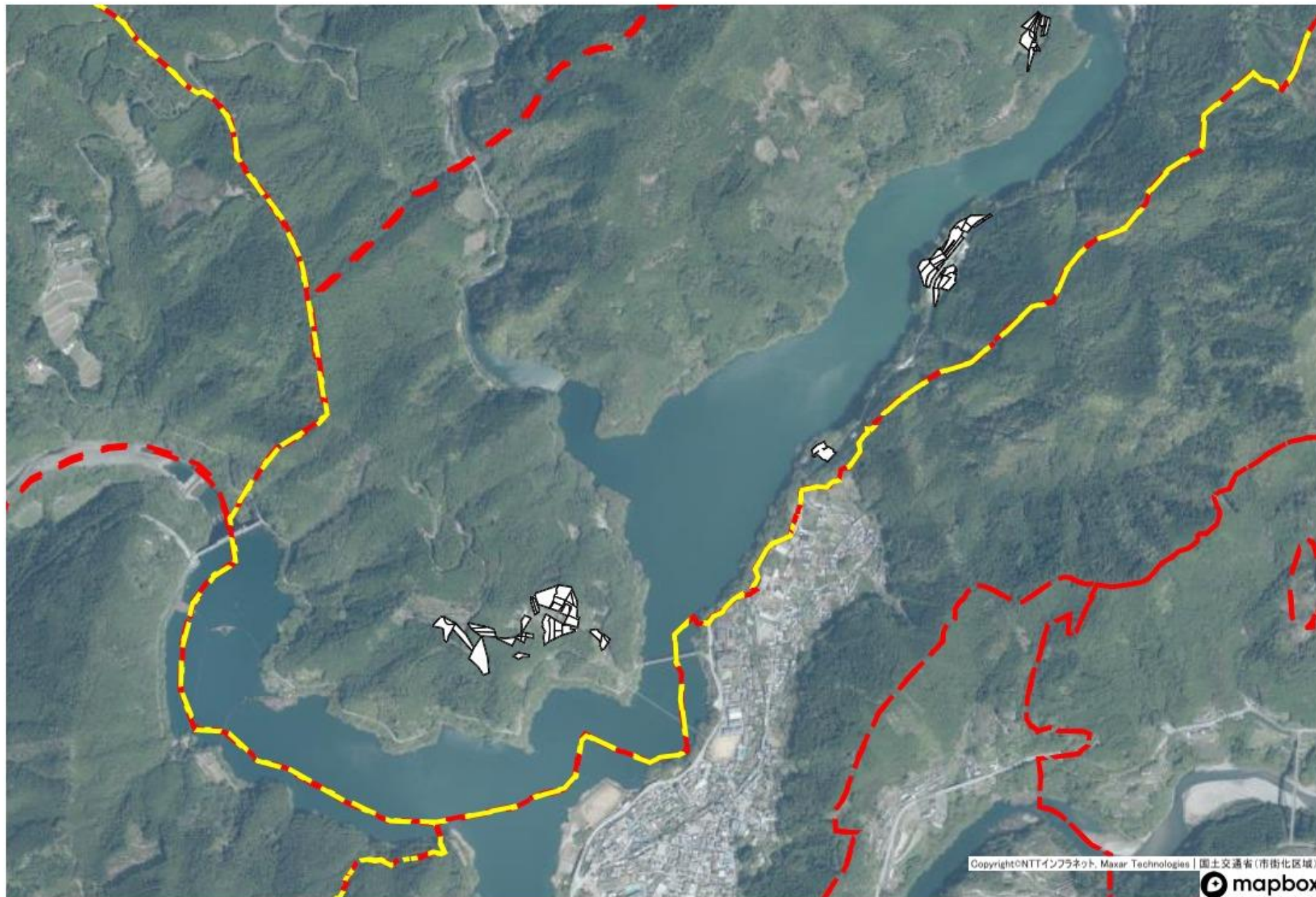
	123
	今後検討

物部地区（上葦生）：柳瀬①



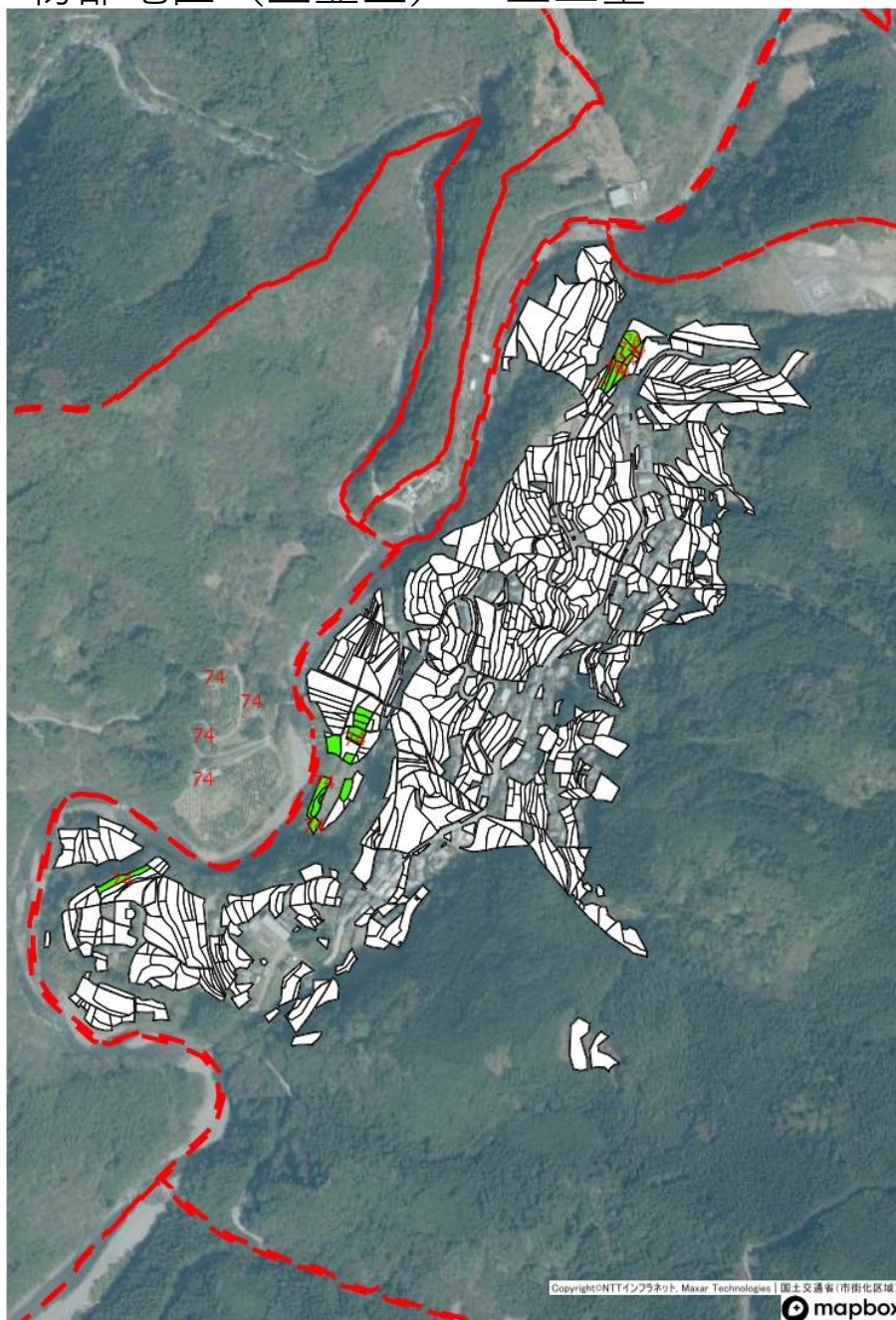
	今後検討
--	------

物部地区（上葦生）：柳瀬②



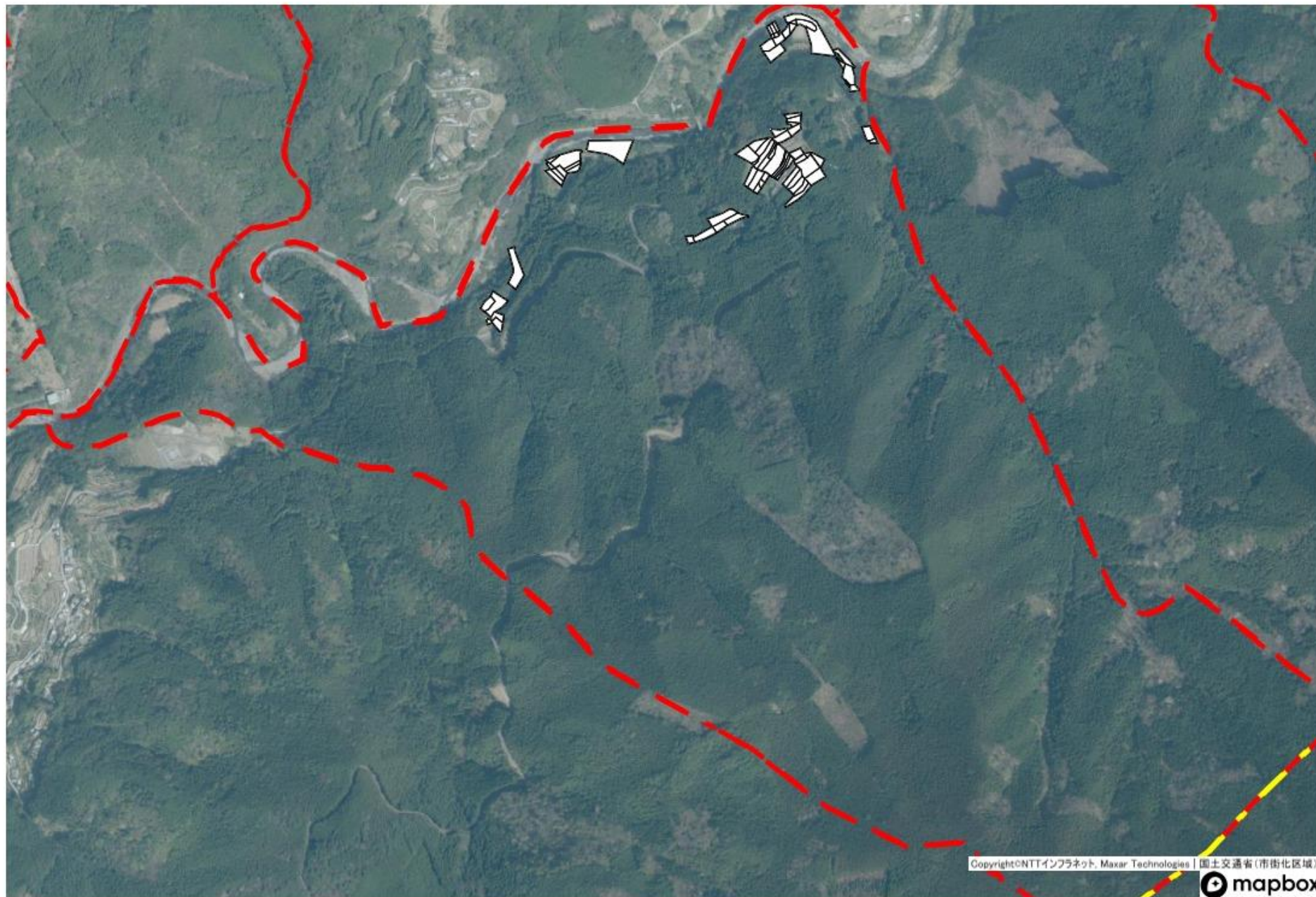
	今後検討
--	------

物部地区（上韮生）：五王堂



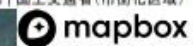
	74
	今後検討

物部地区（上葎生）：南池

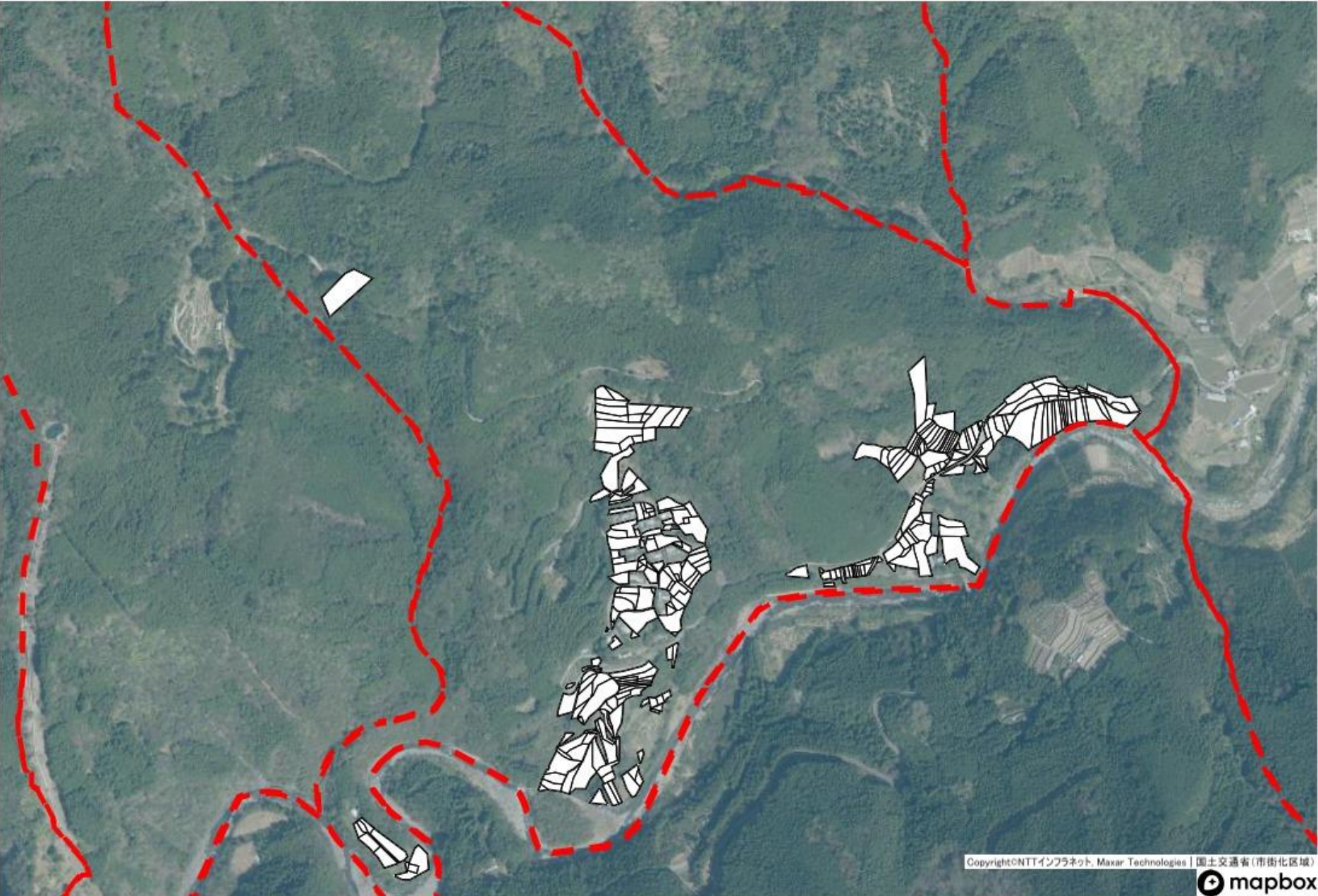


	今後検討
--	------

Copyright©NTTインフラネット, Maxar Technologies | 国土交通省(市街化区域)



物部地区（上葦生）:大西



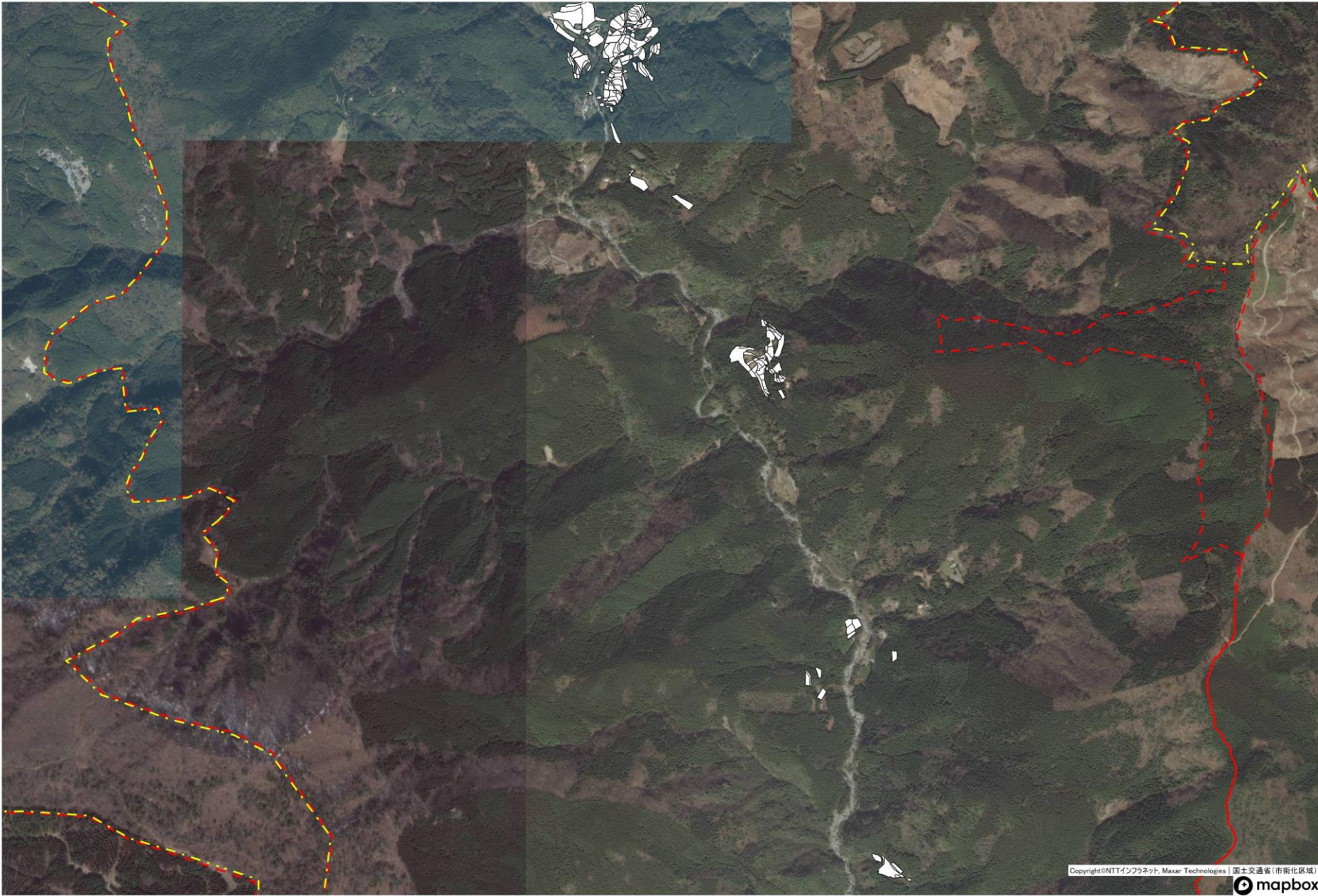
	今後検討
--	------

物部地区（上葦生）：中上



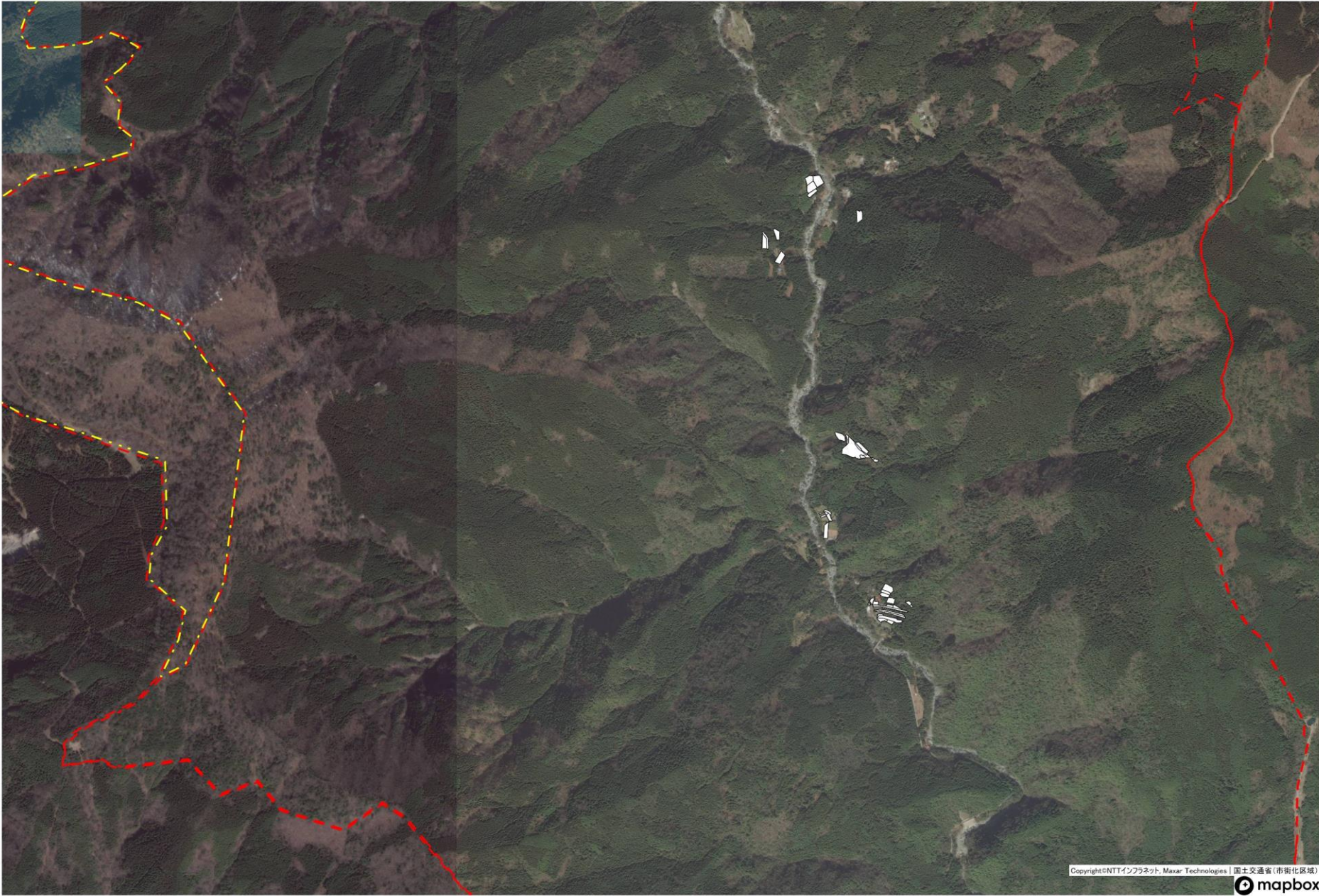
	今後検討
--	------

物部地区（上葦生）：笹①



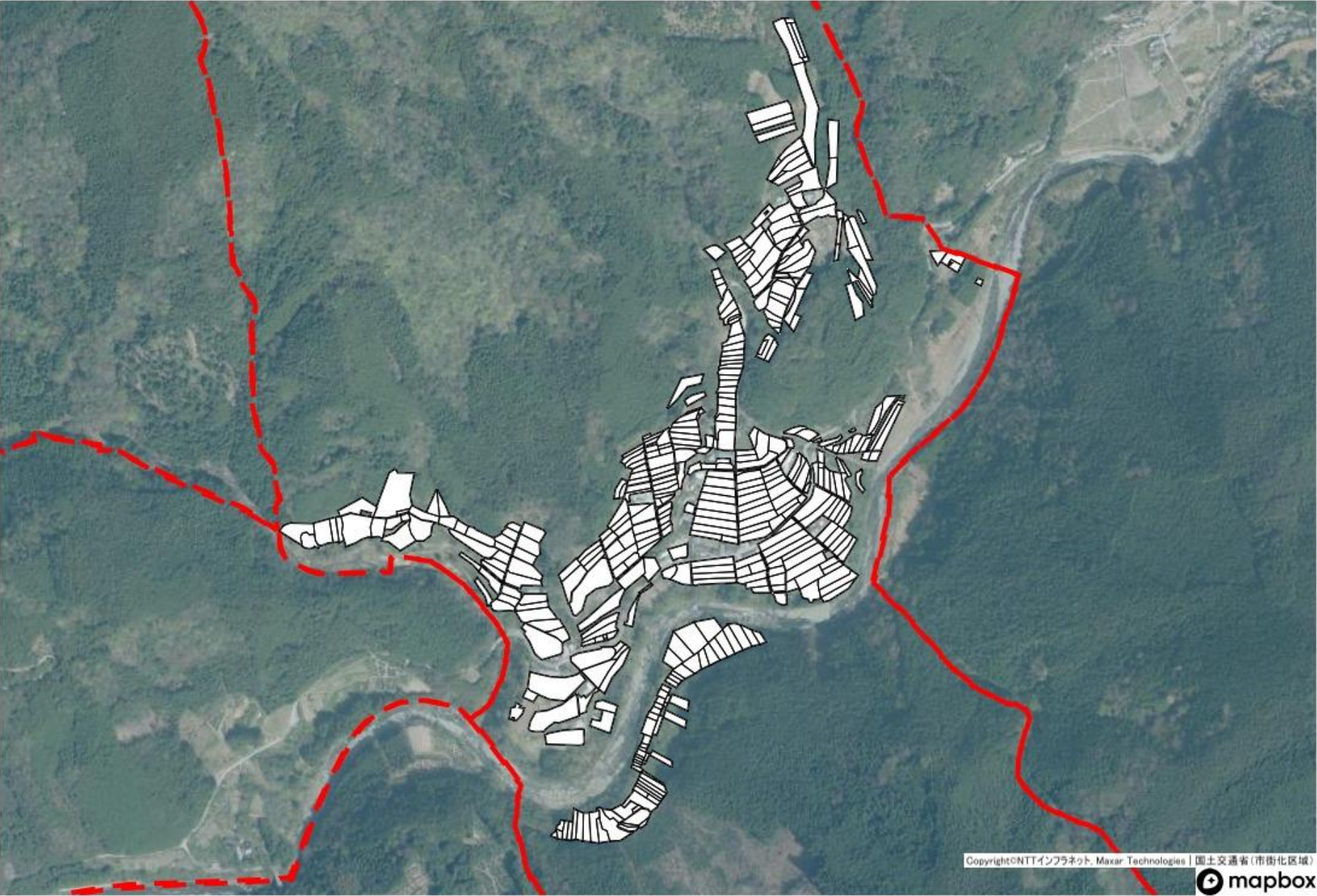
	今後検討
--	------

物部地区（上葦生）：笹②



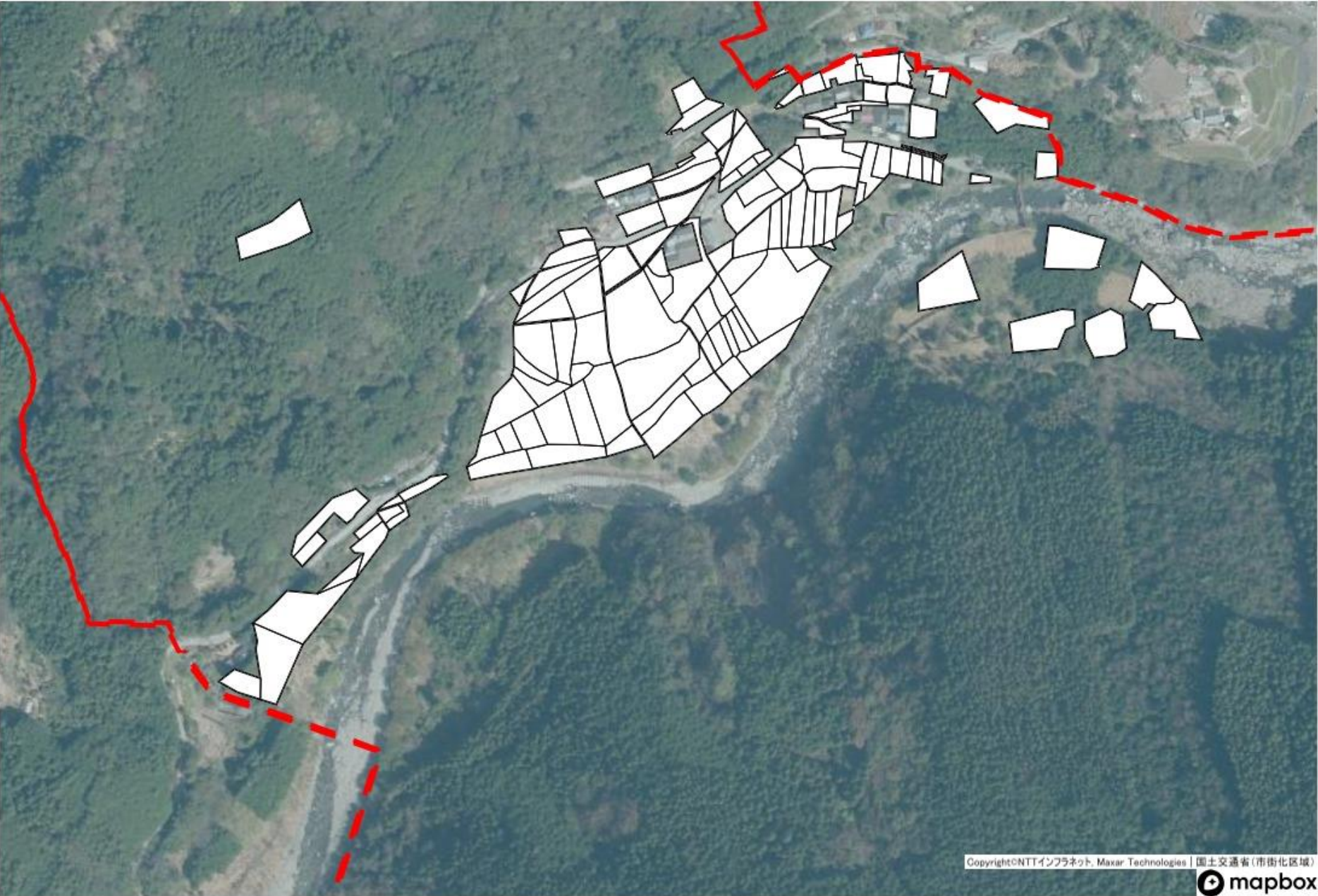
	今後検討
--	------

物部地区（上葦生）：久保高井



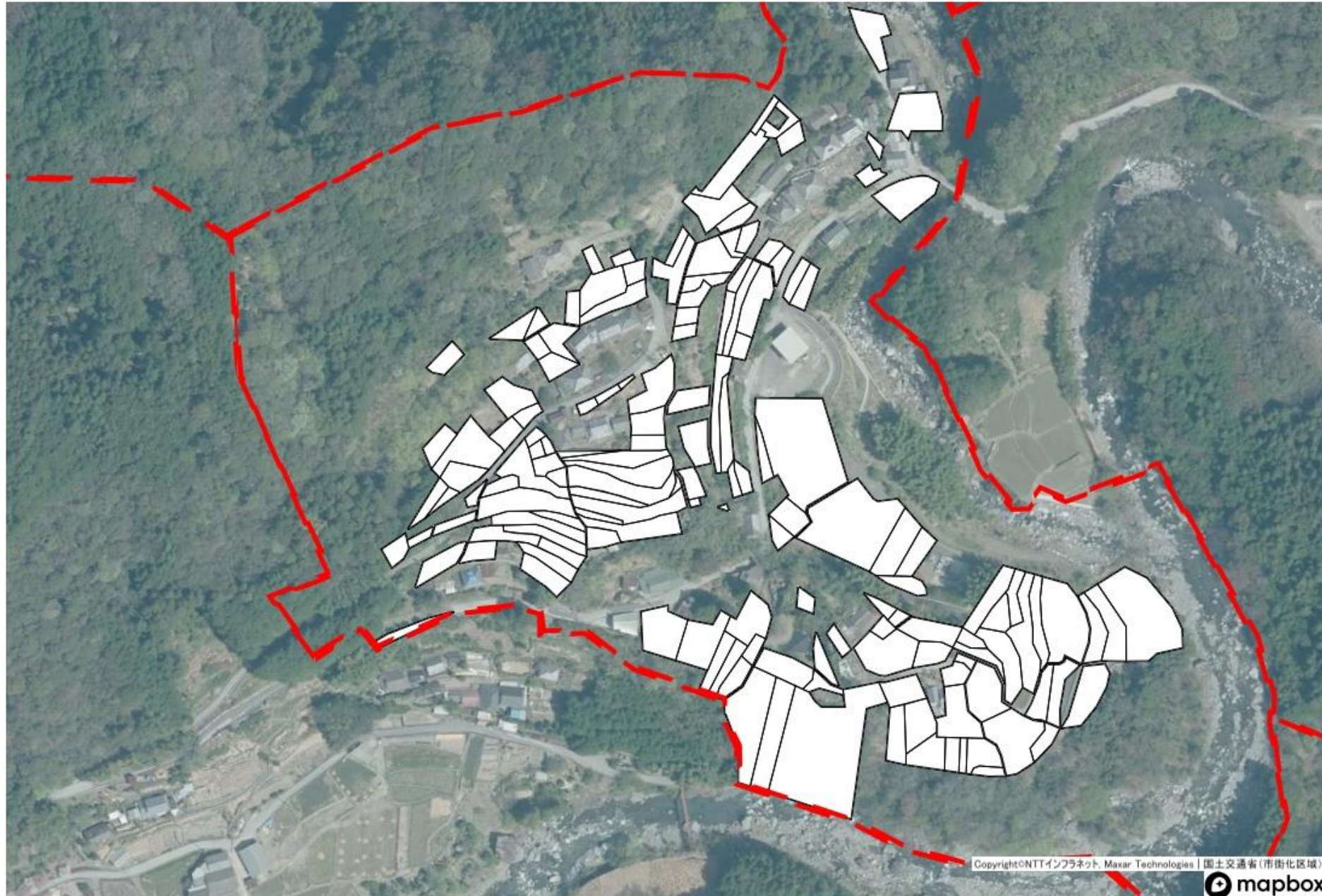
	今後検討
--	------

物部地区（上葦生）：久保上久保



	今後検討
--	------

物部地区（上葦生）：久保堂ノ岡



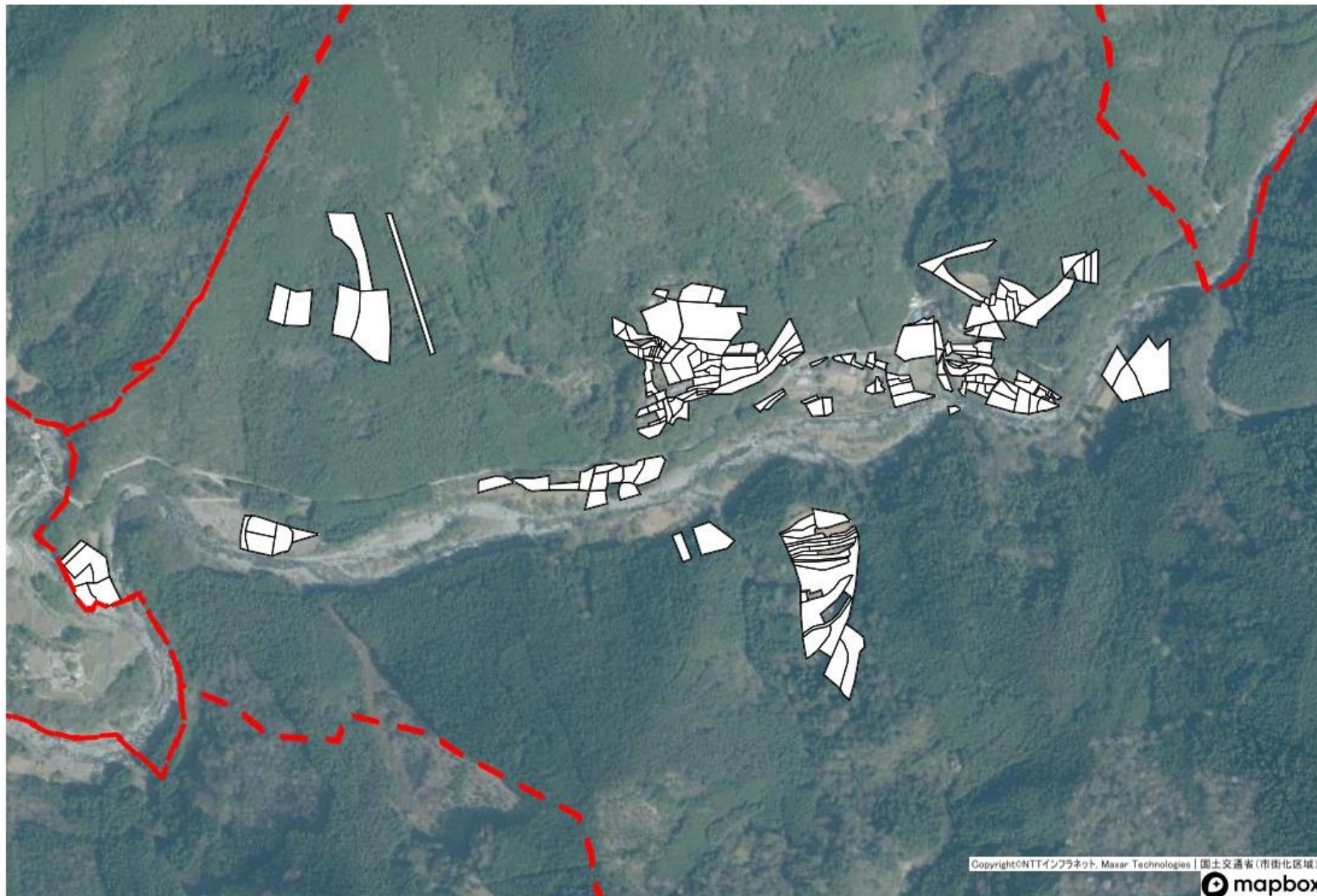
	今後検討
--	------

物部地区（上葦生）：久保安野尾



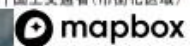
	今後検討
--	------

物部地区（上葦生）：久保沼井

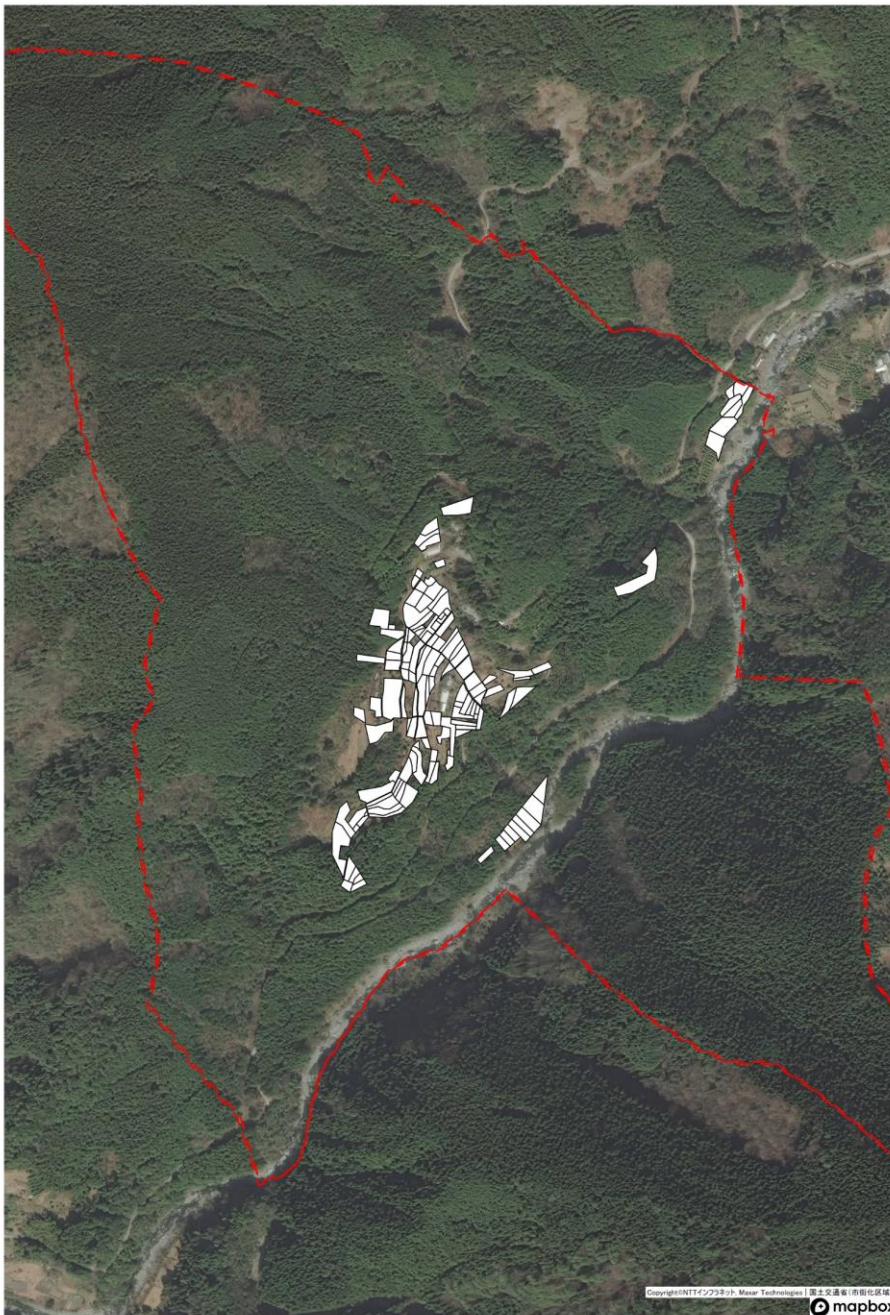


	今後検討
--	------

Copyright©NTTインフラネット, Maxar Technologies | 国土交通省(市街化区域)

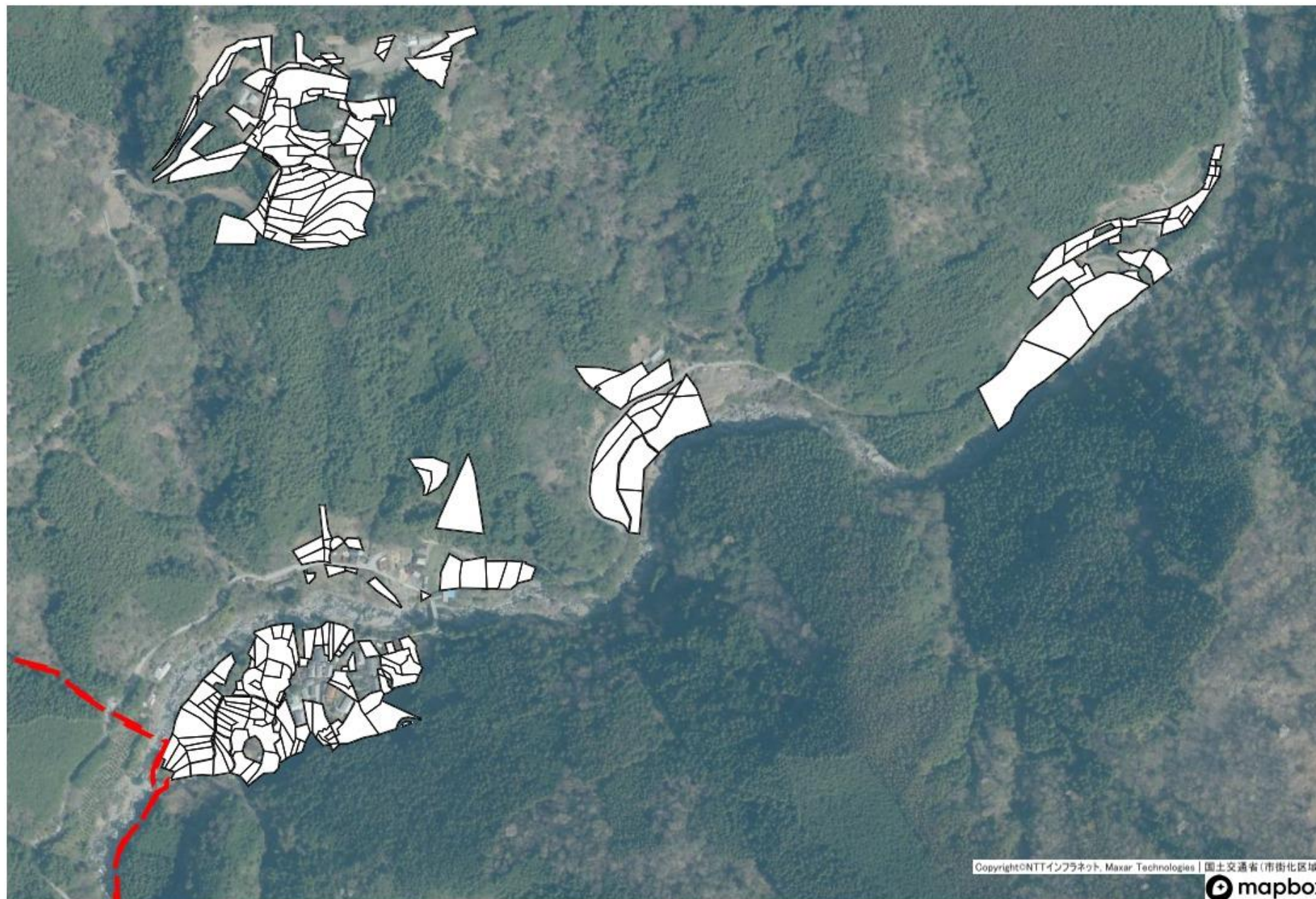


物部地区（上葦生）：久保中内



	今後検討
--	------

物部地区（上葦生）：久保和久保・久保影



今後検討